

のいわば地域的な経済格差の関係から、やや問題のある市町村も出てきておるといふことも事実でございます。こうした点をらみ合せながら、できる限り負担軽減という方向での検討は、今後とも、さらに進めていくべきものというふうに考えております。

○占部秀男君 自治省がここ十年あまり、この国

のほうと地方との格差の問題について非常な努力を払つておる。この点は、われわれも了としておるということ、金の、財源の面からこれが縛られるといふ傾向がやや最近あるんじやないかというふうにわれわれは考えて、問題点をいま出してい

るわけです。少なくとも、財源問題は財源問題として、税の負担の公平といふ税の大原則からいくと、少なくとも國の税と地方税との格差の大きさ点については、好ましくないことはこれは明瞭な点です。少しあがつて、財源問題は財源問題として別にして、この最低限の格差の是正にはつとめていかなければならぬ。かように私は、まず方向として考へるんですが、その点は次官いかがですか。

○政府委員(小山省二君) お説のとおり、課税の公平な原則からいりまして、その格差ができるだけ縮小されなければならぬことは御指摘のとおりでござりますが、まあ私どもは、財源問題も皆無とは考へおりませんが、原則として、地方税の性格といふものがそのよくなきになつておるのではないか。言ふならば、できるだけ地域社会の費用を住民がひとしく分担してもらひ、所得のかんを問わず多少のそういう費用を住民が負担をするといふ、そういう地方税の特殊的な性格かと考へております。しかし、最近の国民经济の実態等を考えまして、できるだけ早期にこの所得と住民税の課税最低限の幅を縮小するよう、今後とも、自治省としては全力をあげて努力をいたしたいといふふうに考へております。

○占部秀男君 いまの地方税が応能的な性格を持

つということについては、次官の言われた点、わざいます。こうした点をもつて、問題は、できる限り負担軽減といふ方向での検討は、今後とも、さらに進めていくべくものというふうに考えております。

○占部秀男君

自治省がここ十年あまり、この国

のほうと地方との格差の問題について非常な努力を払つておる。この点は、われわれも了としておる

ということ、金の、財源の面からこれが縛られるといふ傾向がやや最近あるんじやないかといふ

ふうにわれわれは考えて、問題点をいま出してい

るわけです。少しあがつて、財源問題は財源問題として、税の負担の公平といふ税の大原則からいくと、少なくとも國の税と地方税との格差の大きさ

点については、好ましくないことはこれは明瞭な

点です。少しあがつて、財源問題は財源問題として別にして、この最低限の格差の是正にはつとめていかなければならぬ。かように私は、まず方向として考へるんですが、その点は次官いかがですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) お説のとおり、課税の

義務者数が二千九百八十五万人でござります。これ

に対しまして、昭和四十七年度の納稅義務者は、減税前におきまして大体一〇%の増と見込みまし

て、その数が三千二百八十三万五千人、減税後に

おきまして三千二十四万人、約三十九万人の増と

いうふうに推定いたしております。

○占部秀男君 ところで、國の所得税の納稅者の

数はどのくらいになりますか。四十六年でも四十

七年見込みでも、どつちでもけつこうですから。

○政府委員(佐々木喜久治君) 所得税の統計におきましては、源泉分と申告分の重複が若干あります

すよう、所得税の調査によりますと、四十六年

度の納稅義務者が二千四百八十四万人といふふうに

なつております。大体住民税におきまして合算し

た重複分を除いたはうが所得税の納稅義務者とし

るわけですね。もちろん、應益という関係もある

から、その点についていろいろな問題点もある

とは思いますけれども、いずれにしてもそぞういう

状況であるということは、やはりこれは小額所得者、低額所得者に万べんなくかかるおるという

意味で、せめて課税最低限だけはもつと格差を縮めるようしなければならぬじゃないか。私は、

一〇%程度は、これはいろいろあると思うのですけれども、少なくともいまのお話では二〇%の格差があるわけですね、こういう点については、自

治省としてこれは早急に改めてもらいたいといふことが一つ。

それからもう一つは、改める方法として、ぼく

は、納稅者、國民が期待持てるようにするためにも、やはりこれを改めるのだということを大き

く打ち出せるように、たとえば年度計画を立てるとか、三年なら三年で一〇%の格差——一〇%と

きまつたわけじゃないのですが、これはぼくの希望ですけれども、少なくとも一〇%の格差くらいのところまではいく、こういうような三年計画な

り何年計画をしてやる、そういうふうな点も打ち

きましては、源泉分と申告分の重複が若干あります

すよう、所得税の調査によりますと、四十六年

度の納稅義務者が二千九百七十八万人とということになつておりますが、住民税におきまして、これを

重複分を除きましたと、所得税の

納稅義務者が二千四百八十四万人といふふうに

なつております。大体住民税におきまして合算し

た重複分を除いたはうが所得税の納稅義務者とし

ては正確ではなからうかと思つております。

○占部秀男君 いまの比較からわかるように、四

十六年度分を例にしても、地方税のほうは三千

うに考えております。

○占部秀男君 次に、同じ税金の問題ですが、今度の改正では、いわゆる二十四条の五に出ている

「障害者、未成年者、老年者又は寡婦」についてこれ拡大をしているわけです。

そこで、念のために伺いたいのですが、今までい

一度の課税最低限の引き上げによって該当する納稅

者はほどのくらいにおよそなる予定ですか。もちろん、はつきりと何人まで出せと言つても無理ですけれども、今年度の場合と明年度のこれによる場

合と、両方ひとつ明らかにしてください。

○政府委員(佐々木喜久治君) 昭和四十六年度の

課税状況の調査によりますと、所得割りの納稅義

務者数が二千九百八十五万人でござります。これ

に対しまして、昭和四十七年度の納稅義務者は、減税前におきまして大体一〇%の増と見込みまし

て、その数が三千二百八十三万五千人、減税後に

おきまして三千二十四万人、約三十九万人の増と

いうふうに推定いたしております。

○占部秀男君 ところで、國の所得税の納稅者の

数はどのくらいになりますか。四十六年でも四十

七年見込みでも、どつちでもけつこうですから。

○政府委員(佐々木喜久治君) 所得税の統計におきましては、源泉分と申告分の重複が若干あります

すよう、所得税の調査によりますと、四十六年

度の納稅義務者が二千四百八十四万人といふふうに

なつております。大体住民税におきまして合算し

た重複分を除いたはうが所得税の納稅義務者とし

ては正確ではなからうかと思つております。

○占部秀男君 いまの比較だけわかるよう、四

十六年度分を例にしても、地方税のほうは三千

万円ぐらい上げていると思うのですが、それでいい

ですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 二十四条の改正は、現行三十五万円の限度を三十八万円に、三万円の引き上げを行なつております。

○占部秀男君 どうも私はこの点が納得できないんでですが、三十八万円という金額になぜしたか。

三万円の非課税範囲の拡大をなぜしたか。

なつてまいります。この辺の数字でござりますと、未成年者等が最初に就職をいたしますと、大体就職の年度、さらにその翌年度ぐらいは、住民税の場合、大体いまの給与の水準からいいますと、というと非課税の範囲の程度のものというふうに考えております。そういうことで、この数字、はたしてこれでいいかどうかという点は確かに問題でございますけれども、課税最低限が大体一〇%程度の引き上げを行なうということとのバランスをとりながら、これを給与所得に換算いたしますと、一二、三%の引き上げになるかと思つておりますが、そういうことで一応三十八万円というふうにきめさせていただいたわけでございます。

○占部秀男君 おそらく、ぼくは、未成年者の初任給というか、初めての所得を中心にして答弁するんじやないかと思つたから、私は未成年者に触つていいないんですよ。老年及び寡婦と言つていい。未成年者はともかくとして、未成年者を省いてぼくは言つたつもりなんです。確かに、いま局長の言われたことも一つの基準でしようけれども、未成年者の場合と、それから老年、寡婦の場合とを実体的に同じように取り扱うところには問題があると言うんです。それをあなたに言いたいために、私はもつと生活の実態というものを調査して、それに見合ふところの非課税の範囲といふものをこの際抜本的にきめていく考えはないか、かようすに質問したわけです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 老年者並びに寡婦の場合におきましては、さらにこの計算のほかに、老年者控除、寡婦控除の計算が行なわれますので、いまちょっと数字の持ち合わせございませんけれども、課税最低限の数字は、先ほど申しまして五十九万八千円の数字から、その控除額に見合ふ所得分だけ、たしか引き上げになるはずでござります。それは未成年者の場合よりは、現実的には高いところにまで非課税になるということになつております。

の問題その他に関連をして質問したいと思います。
そこで最後に、今度の道府県民税の改正では、
道府県民税の税率、所得割りの税率ですか、これ
はこの委員会でたびたび問題になつていただけの
問題ですが、これには手をつけていないんですね。
私は、いまきめられている現行の百五十万以上
が四%ですか、百五十万以下二%，この百五十万
以下の二%の問題は、一応所得割りの性格からし
てそのままおくとしても、百五十万以上が、課税
税になつておる、こういう点はどうしても納得で
きない。それは、もちろん国の所得税のように超
過累進ですか、これを極端にとれとは言わぬけれ
ども、やはり道府県民税の場合にも、所得割りに
は所得割りとしての筋があると私は思つんで。
少なくとも、百五十万以上の所得には、これは
四%と一挙にやらずに、三%から刻みをつけて、
三つや四つは上がっていくような形のやり方をと
るべきではないか。いまのやはりインフレ經濟の
もとでは、特にそういうことが必要なんぢやない
かというふうに考えるわけです。ですから、地方
財政の将来を考えても、やはり税源問題といふこ
とを考えると、どうもそういう気がしてしまつが、
ないんすけれども、今度これに手をつけなかつた
た原因はどこにあるのか、また、将来はどう考へ
ておるのか、この二点をお伺いしたい。

○政府委員(小山省二君) いま先生から御指摘の
ように、百五十万以上についての段階の問題でござ
いますが、将来、市町村民税の中で法人関係、ま
あ私は社会党だから法人といふと何でも大企業と
受け取られる、こういうような考え方で言ってお
るわけではないんですよ。府県と市町村の政治、
この政治が果たしているサービス、そのサービス
を受ける法人企業、こういう観点からこの質問を

政策以前と以後では、地方行政、地方政治から受けれるサービスは、法人関係については非常にふるんでいるんじゃないかというふうに考える。たとえば、公告の問題一つとりましても、公害関係の市町村あるいは府県等の使つておる費用、この費用の中には相当企業関係として受け持つていいようなものも入っているんじゃないか。それは非常に多くなってきておる。いろいろな公共施設の場合はもうあります。したがつて、この法人税割りの問題についても、これはもう一へん洗い直さ必须要があるんじゃないかというふうに考えたんですけれど、今度の改正はこれには手をつけていないわけですね。この点、税務局長にお伺いしたいんですが、これはもうこのまま手をつけずに当分おくんですか、どうですか。私は、いまの市町村の政治、府県の政治のサービスの状況から見て、これは手をつけるべきだというふうに考えておるんですけど、どうですか、その点は。

かという問題がござります。私どもとしましては、他の国に比べましても、わが国の場合には法人所得課税がやや低いのではないか。そういう意味におきましては、若干のものはないお法人所得課税を強化することが可能であろう、そういう段階におきまして、何とか地方団体の法人所得課税をふやすという方向で検討していくべきであろう。そういうことが可能ではなかろうかという感じは持っております。この点につきまして、ひとつ本年の税制調査会等におきまして十分検討していただきましたて、私どもの考え方も率直に申し上げまして、御審議をいたくよろしくお力をしてまいりたい、かよううに考えております。

○占部秀男君 なるほど、そういう事情があつたということをお聞きまして、今回これが出されていないことについては納得します。しかし、自治省としてもそれにかかりたいという気持ちは持つておるわけですから、これは十分國のほうの情勢を見きわめて、ひとつ万遍漏のないようになつてもらいたいと思うのであります。重ねて次官からその点について決意のほどをお伺いいたします。

○政府委員(小山省二君) ただいま局長からお答えを申し上げましたとおり、地方財政の確保というような問題につきましては、そのつど両院からも御決議を願つておりますことでござりますので、できるだけ早く、國、地方を通して、一貫してひとつそういう問題を解決いたしたいというふうに考えておる次第でござります。

○占部秀男君 次に、事業税関係です。これは私もそのほうが便利だし、そちらも答弁するのが便利だと思うので提案理由の説明の順序に従つて私はやつております。

この事業税の事業主控除、これは個人事業者ですね、これを六十万円にする。こういうよろなことを今度やるわけですが、六十万円ということになると、國の所得税を払わなくて済むような人までこの中に包括されるようになるんじやないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

六万円から六十万円に引き上げることによりまして、従来、事業税の納稅義務の中で、所得税の納稅義務を負わぬで事業税の納稅義務を負つておった人たち、こういう人たちが、その中の約七割の方が事業税の納稅義務を負わなくなることになるわけであります。それからまた、所得税の納稅義務を負つておりまして、なおこの六十万円の控除によりまして事業税の納稅義務を負わなくなる人もあるわけでございまして、この両方合わせますと、大体納稅義務者数が全体として三分の一減少するというようになります。

○占部秀男君 いま一番初めの納稅義務者、所得税のほうの義務は負わなくて、個人事業税のほうの義務を負っている人はその中の七割と言われました。それが、そういうことです。

○政府委員(佐々木喜久治君) そうです。

○占部秀男君 そうすると、いまのその段階の人たちだけ全部あれをすれば、所得税を納めなくて、納付するまでに至らない人たちを全部対象外にはずということになると、どのくらい引き上げなければならぬのですか、三十六万から。

○政府委員(佐々木喜久治君) 実は、この問題非常にむずかしい問題でござりますけれども、所得税の課税所得の計算は、扶養控除その他各種控除がございまして、家族構成によって非常に差があります。事業税は、事業に対する課税でありますので、いろんな所得控除がございません。そういうことで、必ずしもこれは課税所得の計算が所得税と合わないものでござりますから、百万以上に引き上げましても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るという例は、少數ながらあるわけでございまして、その段階になります。

○占部秀男君 局長の出された答弁は、それは確かに事実そういうものがあるだろうと思うんです

が、これは、まあ何でも原則には例外があるといふことはがあるので、例外は確かに私はあると思うのですが、あまり例外的なものまで取り組むと何の七割か九割とか、あるいは一般的に妥当な意味で九割とか九割五分までは、とにかく普通の家庭構成の人たちならあらがができるのだといふことにもできないことになるのですが、少なくともいふべきだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の控除によりまして事業税の納稅義務を負わなくなる人もあるわけでございまして、この両方合わせますと、大体納稅義務者数が全体として三分の一減少するといふことになります。

○占部秀男君 いま一番初めの納稅義務者、所得税のほうの義務は負わなくて、個人事業税のほうの義務を負っている人はその中の七割と言われました。それが、そういうことです。

○政府委員(佐々木喜久治君) この事業主控除額を百円以上ということにいたしますと、控除失格者が九七万まで落ちてしまります。あと、七十万から百万の間をぎざんでもまいりますと、それぞれのペーセンテージが出るかと思いますが、いま手元にありますのは百万のケースがござりますので申し上げるわけであります。大ざっぱに見まして、大体八十五万程度のところで九〇%ラインじゃないだろうかという感じがいたします。

○占部秀男君 そこでね、私は、個人事業者でも、非常に大きな事業者はこれは別にして、一般的にいわゆる個人事業者というのはまあ零細、中型企业が多いわけですね。その零細、中小の人たちが事業税——個人事業税と、それからいわゆる所得税も払つておるということになると、二重課税的なども性格が強いんじゃないかなと。つまり、所得税のあり方と事業税のあり方では、いま局長も言われるのように、所得税は生活実態というものを見く見るので、扶養控除その他いろいろな問題があることだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことになつてまいりまして、その辺が、この事業税と所得税の納稅義務者が今度は事業税の納稅義務を負わないという人の数が相当ふえてくるといふことになつてまいりまして、その辺が、この事業税と所得税は、直接にこれを比較するといふことは非常にもずかしいと思っております。

○占部秀男君 局長の出された答弁は、それは確かに事実そういうものがあるだろうと思うんです

が、一方では、事業をしておるということで、事業だということから、やっぱり事業税を払わなくていいんだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の七割か九割とか、あるいは一般的に妥当な意味で九割とか九割五分までは、とにかく普通の家庭構成の人たちならあらがができるのだといふことにもできないことになるのですが、少なくともいふべきだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の控除によりまして事業税の納稅義務を負わなくなる人もあるわけでございまして、この両方合わせますと、大体納稅義務者数が全体として三分の一減少するといふことになります。

○占部秀男君 いま一番初めの納稅義務者、所得税のほうの義務は負わなくて、個人事業税のほうの義務を負っている人はその中の七割と言われました。それが、そういうことです。

○政府委員(佐々木喜久治君) この事業主控除額を百円以上ということにいたしますと、控除失格者が九七万まで落ちてしまります。あと、七十万から一百万の間をぎざんでもまいりますと、それぞれのペーセンテージが出るかと思いますが、いま手元にありますのは百万のケースがござりますので申し上げるわけであります。大ざっぱに見まして、大体八十五万程度のところで九〇%ラインじゃないだろうかという感じがいたします。

○占部秀男君 そこでね、私は、個人事業者でも、非常に大きな事業者はこれは別にして、一般的にいわゆる個人事業者というのはまあ零細、中型企业が多いわけですね。その零細、中小の人たちが事業税——個人事業税と、それからいわゆる所得税も払つておるということになると、二重課税的なども性格が強いんじゃないかなと。つまり、所得税のあり方と事業税のあり方では、いま局長も言われるように、所得税は生活実態というものを見く見るので、扶養控除その他いろいろな問題があることだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことになつてまいりまして、その辺が、この事業税と所得税は、直接にこれを比較するといふことは非常にもずかしいと思っております。

○占部秀男君 局長の出された答弁は、それは確かに事実そういうものがあるだろうと思うんです

が、一方では、事業をしておるということで、事業だということから、やっぱり事業税を払わなくていいんだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の七割か九割とか、あるいは一般的に妥当な意味で九割とか九割五分までは、とにかく普通の家庭構成の人たちならあらがができるのだといふことにもできないことになるのですが、少なくともいふべきだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の控除によりまして事業税の納稅義務を負わなくなる人もあるわけでございまして、この両方合わせますと、大体納稅義務者数が全体として三分の一減少するといふことになります。

○占部秀男君 いま一番初めの納稅義務者、所得税のほうの義務は負わなくて、個人事業税のほうの義務を負っている人はその中の七割と言われました。それが、そういうことです。

○政府委員(佐々木喜久治君) この事業主控除額を百円以上ということにいたしますと、控除失格者が九七万まで落ちてしまります。あと、七十万から一百万の間をぎざんでもまいりますと、それぞれのペーセンテージが出るかと思いますが、いま手元にありますのは百万のケースがござりますので申し上げるわけであります。大ざっぱに見まして、大体八十五万程度のところで九〇%ラインじゃないだろうかという感じがいたします。

○占部秀男君 そこでね、私は、個人事業者でも、非常に大きな事業者はこれは別にして、一般的にいわゆる個人事業者というのはまあ零細、中型企业が多いわけですね。その零細、中小の人たちが事業税——個人事業税と、それからいわゆる所得税も払つておるということになると、二重課税的なども性格が強いんじゃないかなと。つまり、所得税のあり方と事業税のあり方では、いま局長も言われるように、所得税は生活実態というものを見く見るので、扶養控除その他いろいろな問題があることだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことになつてまいりまして、その辺が、この事業税と所得税は、直接にこれを比較するといふことは非常にもずかしいと思っております。

○占部秀男君 局長の出された答弁は、それは確かに事実そういうものがあるだろうと思うんです

が、一方では、事業をしておるということで、事業だということから、やっぱり事業税を払わなくていいんだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の七割か九割とか、あるいは一般的に妥当な意味で九割とか九割五分までは、とにかく普通の家庭構成の人たちならあらがができるのだといふことにもできないことになるのですが、少なくともいふべきだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の控除によりまして事業税の納稅義務を負わなくなる人もあるわけでございまして、この両方合わせますと、大体納稅義務者数が全体として三分の一減少するといふことになります。

○占部秀男君 いま一番初めの納稅義務者、所得税のほうの義務は負わなくて、個人事業税のほうの義務を負っている人はその中の七割と言われました。それが、そういうことです。

○政府委員(佐々木喜久治君) この事業主控除額を百円以上ということにいたしますと、控除失格者が九七万まで落ちてしまります。あと、七十万から一百万の間をぎざんでもまいりますと、それぞれのペーセンテージが出るかと思いますが、いま手元にありますのは百万のケースがござりますので申し上げるわけであります。大ざっぱに見まして、大体八十五万程度のところで九〇%ラインじゃないだろうかという感じがいたします。

○占部秀男君 そこでね、私は、個人事業者でも、非常に大きな事業者はこれは別にして、一般的にいわゆる個人事業者というのはまあ零細、中型企业が多いわけですね。その零細、中小の人たちが事業税——個人事業税と、それからいわゆる所得税も払つておるということになると、二重課税的なども性格が強いんじゃないかなと。つまり、所得税のあり方と事業税のあり方では、いま局長も言われるように、所得税は生活実態というものを見く見るので、扶養控除その他いろいろな問題があることだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことになつてまいりまして、その辺が、この事業税と所得税は、直接にこれを比較するといふことは非常にもずかしいと思っております。

○占部秀男君 局長の出された答弁は、それは確かに事実そういうものがあるだろうと思うんです

が、一方では、事業をしておるということで、事業だということから、やっぱり事業税を払わなくていいんだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の七割か九割とか、あるいは一般的に妥当な意味で九割とか九割五分までは、とにかく普通の家庭構成の人たちならあらがができるのだといふことにもできないことになるのですが、少なくともいふべきだ。あまり例外的なものまで取り組むと何の控除によりまして事業税の納稅義務を負わなくなる人もあるわけでございまして、この両方合わせますと、大体納稅義務者数が全体として三分の一減少するといふことになります。

○占部秀男君 いま一番初めの納稅義務者、所得税のほうの義務は負わなくて、個人事業税のほうの義務を負っている人はその中の七割と言われました。それが、そういうことです。

○政府委員(佐々木喜久治君) この事業主控除額を百円以上ということにいたしますと、控除失格者が九七万まで落ちてしまります。あと、七十万から一百万の間をぎざんでもまいりますと、それぞれのペーセンテージが出るかと思いますが、いま手元にありますのは百万のケースがござりますので申し上げるわけであります。大ざっぱに見まして、大体八十五万程度のところで九〇%ラインじゃないだろうかという感じがいたします。

○占部秀男君 そこでね、私は、個人事業者でも、非常に大きな事業者はこれは別にして、一般的にいわゆる個人事業者というのはまあ零細、中型企业が多いわけですね。その零細、中小の人たちが事業税——個人事業税と、それからいわゆる所得税も払つておるということになると、二重課税的なども性格が強いんじゃないかなと。つまり、所得税のあり方と事業税のあり方では、いま局長も言われるように、所得税は生活実態というものを見く見るので、扶養控除その他いろいろな問題があることだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことだ。必ずしもこれは課税所得の計算が所徴税と合わないものでござりますから、所得税と合わせても、なお所得税の控除失格者が事業税の納稅義務者に残るといふことになつてまいりまして、その辺が、この事業税と所得税は、直接にこれを比較するといふことは非常にもずかしいと思っております。

○占部秀男君 局長の出された答弁は、それは確かに事実そういうものがあるだろうと思うんです

三

○占部秀男君 わかりました。それから、今度電気ガス税の免税点が変わるわけですね。そこで、この変わるものの中で、公衆のために道路等に融雪用として設置された施設に使用された電気に対しても、電気ガス税は課さないと、こういうことなんですが、これは融雪用の施設というのは、これはどういふうに認定して、一口に言えどもどういふうなものなんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) これは豪雪地帯に

いろいろお聞きしたいと思いますが、ひとつ早急に、なるべく早い機会に問題が決着がつくように御努力を願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

場合には、市町村税に比べますと、やはりその当時における、いわば昭和三十年代から四十年代にかけましてのころにおきましての都道府県の財政の実態から、市町村税に比べると、より多くの新しい税目が追加をされてきておる、あるいはまた、国税から移譲を受けてきておるというようなことで、都道府県税についてある程度の増強措置もとられている。こういう観点から、都道府県税の場合には、市町村税に比べますと、その伸張性

○和田静夫君　そこで、市町村に対する交付税の配分を厚くするということはけつこうなことであります。しかし、これらの措置は基準財政需要額への算入方法の改善によって行なわれたもので、収入額の算定方法について改善を行なった結果ではないとまことに思われます。いま、先ほど来いくなつてきております。

○政府委員(佐々木喜久治君) これは豪雪地帯に
おきまして、道路に、道路そのものをあたためて
雪を溶かす施設、それからまた消雪溝といいます
か、みぞをつくって、そこで雪を流して雪を消
す。そのための動力用に使います電気という、こ
ういう二種類の内容を含んでおるというものでし
ます。

○占部秀男君 最後にこれはお聞きをしておきた
いんですが、料理飲食等の何というか、料理飲食税
といふんですか、消費税といふんですか、あれは
は取つたものを何か国と県と市町村とで一定の割
合で配分をしていくようになつておるんですけど、
あれは。

○占部秀男君 私は、そういうことをちょっと聞く
いたもんだからおかしいなと思って念のために尋ねたんですが、そうですか、わかりました。
それじゃひとつ、いままでの質問で私の質問は終わりたいと思うんですが、特に私の質問の中では、最低限の、課税最低限の引き上げの問題、さらにこの老齢者及び寡婦についての非課税範囲の拡大の問題など、相当次官のほうからも検討してないといふところまでよくなお話の問題点があつたわけです。この点また引き続いて次の国会なり何なりですね、い

○和田静夫君 時間の関係がありますし、予算委員会との關係もありますから、答弁を簡単にしていたく意味で、きょういただきました資料を取り扱いとして速記録に載せていただく、こういう形にしていただきたいと思うんです。

都道府県の税収入と市町村の税収入に関するそれぞれの歳入中に占める割合、これを昭和四十年度以降いただきました。したがつて、この自治省方がお出しになつた数字に間違いないと思いますから、間違いないことが確認できるのならば、このまま速記録に私の質問によつて載せていただきたいと思います。よろしいですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) けつこうさんざいます。

○和田静夫君 そこで、いただいたのを見てみましてやつぱりそうだったのですが、昭和三十二年に、なるべく早い機会に問題が決着がつくよう御努力を願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○和田静夫君 次に、道府県税収の地財計画上の見込み額と決算額、市町村税の計画上の見込み額と決算額、これを昭和四十年以降四十五年まで資料でいただきました。これも間違いがなければこままで答弁として速記録に記載をしていただきたい、よろしいですね。

○政府委員(佐々木喜久治君) けつこうでござります。

いところの面があるような気がしてなりません。本来なら、もっと市町村に交付税が分配されるところになると思うんですが、いかがですか。

年ごろは都道府県で税収の割合は二五、六%，それから市町村で四五、六%，こういうことであつたんですね。それが、これで明らかのように、現在ではこういう割合に変わつてきています。そうすると、これは交付税の歳入割合が高かつたことによる市町村税が伸張性に乏しかつた、こういうふうに考えますが、いかがですか。

○和田静夫君 さらに、この道府県の基準財政収入額の中の税にかかる分、それから市町村の基準財政収入額中税にかかる分に、これをそれぞれの基準税率で割り返すと幾らになるかという問い合わせをしておきましたが、これもけさほどまとめていただきましたから、数字上間違いがなければ、昭和四十年度から四十五年度までの数値としてこれも記録にとどめてよろしいですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) けつこうじいざきじ

い理由になつておると思います。ただ、基準財政収入額の計算の場合に、市町村と府県と比べましてどうかということになりますと、御承知のとおり、府県の場合には税収見込み額の八〇%、市町村の場合には七五%という割合になつておるわけですが、基準財政収入額の計算が市町村にとって不利になつておるということはないだらうと思いますが、ただ、現実の問題として、基準財政需要額に市町村の非常に多様化しておる行

とおり、都道府県税と市町村税を比べてみます。

○和田静夫君 そこで問題は、その地方交付税の
ます。

財政の需要額を十分に反映できたかどうかといふ点の問題があるつたでござりますので、そういう

と たないまの資料にございましたように、府県
税の歳入に占めるウエートが以前に比べますとい
うのち二つ二面り、ハ七百六、二八〇

配分額ですが、かつて道府県一〇に對して市町村
分は四くらいの配分割合であったのですね。現在

人の問題があるけれど、この収入額の意味で、この収入額の算定割合というものが違つてゐると、どうやらご弘さんも理解しておるわけですか

では、これが私は一〇対六ないし一〇対七くらいになってきたと思うのですが、そう認識してよろ

ありますが、特に、府県と市町村を比べた場合、
こゝはたして市町村が不利かどうかといふことには

であるといふことは御指摘のとおりでござりますて、この点は、確かに現行の市町村税収といふものが申張生これまでと、う点は、府県税

○政府委員(佐々木喜久治君) 昭和四十年の段階
しいですか。

なりますと、ちょっとこれは意見が分かれるかと思ひますが、私どもは、そら不利になつておると

のかやや何んどはぐれでありますとし、石井　用房和
に比べますと確かにわかるわけでござります。た
ゞ一言遣つておきまつよ、お宣子與免の

はおきましで一〇対五でござります。それが四
十一年から四十三年にかけましては大体一〇対六
の割合でござつてござります。一七八四年が

いからには考えておらんなのやうだ。」
「呑田春七郎、せめこの草、おまうは時間があつ

ませんから、私自身ももう少し検討して、交付税法の審議のときにさらに深い論議をしてみたい、

そこで、大都市税源の充実については占部さんからも論議がございましたように、いつもこうして制度調査会もその必要性を答申をする。こうしていることになっているんですね。ところが、この付せられた附帯決議あるいは地方制度調査会の必要性の答申、こういふ線に沿つて、一体自治省は何をしたのかと問いたいわけですが、これは東京都出身の次官、いかがですか。

○政府委員(小山省二君) 地方都市財源、特に大都市財源の確保につきましては、逐年新しい税源を求めまして新税の開発をはかつておることは、先生御承知だろうと思うのでございます。特に、昨年来より事務所、事業所税等につきましては、内部においても鋭意検討を加えております。殘念ながら、まだいろいろの点でこれを立法化する段階にきておらないわけでございますが、少なくとも、できるだけ早い機会にこれらの税体制を整備いたしまして、一日も早く御審議をいただきたい、というふうに考えておるわけであります。私どもは、もちろん税制の面からも検討を加えなければならぬ面も多いと考えておりますが、いずれにしても、国と地方の事務配分その他根本的に国税、地方税、そういう問題を総合して大都市財源というものがどういう地位にあるべきかということを検討しなければならぬのはや段階にきておるのではないか。特に、最近大都市における公害、交通問題等を考えた場合、思い切った財源付与をしない限り、これらの問題はなかなか解決が困難ではないか。従来、実は自治省自体がどのようない具体的な態度で解決、前進のために臨もうとしているか、あるいは努力をしようとしているかよくかけ早くそういう方向で改善をはかつてまいりたいといふふうに考えております。

○和田静夫君 従来、実は自治省自体がどのようない具体的な態度で解決、前進のために臨もうとしているか、あるいは努力をしようとしているかよく

わからぬ一面があつたのですが、税務局関係者の制詳解「これを見て、大体、ようやく考え方の大ワクがわかるような気がしました。これをもう少し突っ込んでお聞きをしたいのですが、一一ページから一二二ページにかけて、少し良いのですが、ちょっと私は重要だと思うので読んでみますけれども、指定都市はその区域内の国、府県道を管理するほか、市町村立定時制高校教職員の給与を負担し、さらに、地方自治法第二百五十二条十九の規定によつて十六項目にわたる事務配分の特例を受けており、一部道府県の事務を処理している。そのため、現在でも地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金の配分譲与に当つて特例措置が講じられているほか、軽油引取税交付金が交付され、また、大規模償却資産にかかる固定資産税の課税について一般市町村とは異なる扱いを受けている。

また、地方交付税の算定においては、前記十六項目の事務配分の特例その他行政機能が異なることによる財政需要、さらには大都市としての行政の質および量の差を考慮しての財政需要がかなり手厚く盛り込まれている。しかし、地方交付税による措置には自ら限度があり、やはり税制上の特例をもつと幅広く認めるべしとの主張が強いわけである。上述の各種の意見のうち、道府県民税個人均等割の市町村民税への統合は、税制簡素化にもなるが道府県の性格付けと関連して慎重に検討されるべきである。所得割、法人税割の移譲については、将来の道府県財政の見通しをつけた上で検討さるべきものと考える。料理飲食等消費税については、賦課徴収の現況から一般市町村に移譲するべきである。不動産取得税は、地域的には年度間によつて収入の変動が著しいので一般の市町村への移譲は慎重に判断されるべきである。自動車税は道路整備費との関連上一般の市町村への移譲は考えられない。道府県たゞご消費税については、将来の道府県の財政の見通しの上に立つて市町村への税源移譲の可否を検討すべきであろう」。

要するに、ここに盛られていることは、道府県民税個人均等割りの市町村民税への統合は慎重に、それから所得割り、法人税割りの移譲については検討、料飲税は疑問、不動産取得税は慎重に判断、自動車税は考えられない、道府県たばこ消費税については検討。こういったところで、自動車税のようにだめだとはつきり言つてはいたり、疑問として否定的なものは一応わかるのですが——いや、あなたの方の考えはわかるのですが、あとは、きわめて微妙な表現があつて、どちらに向いているのやらさっぱりこれを読んだのはわからぬわけです。どっち向いているかさっぱりわからぬ部分について、もう少しはつきりさしてもらいたいと思うのですが。

○政府委員(佐々木喜久治君) この表現の中で慎重に検討さるべきである、あるいは慎重に判断されるべきであるということを書いてありますのは、やはり都道府県の財政収支の見通しをつけていうことになつておるわけであります。これは確かに、その前提としては、都道府県も含めての事務分配の問題あるいは税源分配の問題というものを前提にしながら、そつした、特に税源分配といふものが、都道府県についても見通しがつけられる場合には、それはその関連において、その性格上、必要があれば、これらの税について市町村財源の移譲を考えられるということを表現しておるものと思っております。

○和田静夫君 その辺、局長の答弁もたいへん苦しいところだと思いますが、一べんこれ、はつきりもう少し整理をする必要があると思うんですね。われわれももちろん意見を述べますがね。きょうのことにならないのは非常に残念ですがけれども、ただいまの税法が終わつたて、交付税の中でも、一べんこの辺議論をしておく必要があると思つております。それに譲ります。

そこで、きょう明らかにしてもらいたい部分は、いま私のが読み上げた「道府県民税個人均等割りの市町村民税への統合は、税制簡素化にもなるが

○政府委員(佐々木喜久治君) 現在、均等割りの制度が市町村民税、府県民税に設けられておりますのは、市町村、道府県とともに自治体としての性格があるわけでありますから、そうした地域社会の経費をできるだけ多くの住民に負担をしてもらう、そのための制度としての均等割りの制度が設けられているわけでございます。したがいまして、現在議論の中には、府県民税の均等割り、一人百円というような非常に少額の税金については、税制簡素化の見地からするならば、むしろ市町村民税に統合してもいいじゃないかという議論があることは御承知のことおりでございます。しかし、一面、この均等割りの制度が設けられた趣旨からいいますならば、やはり府県も地方自治団体として広く住民からの負担を求めるという考え方をとっておる、その考え方について変更が加えられるという点について問題があると、こういふことでありまして、税制簡素化という観点を強く見ていくか、あるいは府県の自治体としての性格を強く見ていくか、この両者のかね合いの問題だろうというふうに思っております。

○和田静夫君 まあここは議論の残るところです。確かに自治省は、今まで何もしなかったわけではない。それは認めますが、しかし、今まで自治省がとった措置ではきわめて不十分であることも確かであります。これはもうお認めになつてゐると思うんです。この「改正地方税制詳解」も、そのことを認めていまして、三つの改正方向をこの中に示しています。で、一、二、三ページですが、「國からの税源移譲による方法がまず検討されるべきである」、それから「都市計画税を強化すべき」である。それから「道府県と市町村との関係については、広域下水道等從来市町村の守備範囲であった行政のうち広域かつ大規模に処理される必要性の高い行政が増加してくると考えられるので、これらの行政について道府県による処理を積極的に推進し、市町村の財政負担の軽減に努め

るべき」である。で、私は、特に早急に税源の移譲をはかる必要があると思っているんです。これがまた最も実現困難な方策であることは、これは大臣に実は聞きたいところですが、皆さんがおわかりなんだと思う。そこをどう突破するかが問題だと思うんです。そこで、いつも国会の附帯決議といったものでお茶をにぎすことになっていること、このことを私は避けなきやならぬと思うんですね。ほんとうに腹を据えてやる気にならないといけないと思うんです。幸いにして、大臣は神戸という大都市を中心にならぬ、あるいは次官もある東京の実情を十分に知つていらっしゃる立場である、こういうコソビが腹を据えてのことと取り組むということが必要だと思うんですが、どうですか、その政治姿勢について。

○政府委員(小山省二君) 御承知のとおり、ただいまの税制は昭和二十五年のシャウプ勧告に基づきまして成立いたしました。その税体系のもとに、多少の変化はございますが、今日に至つております。特に、第一線の行政事務を担当しておられます市町村の行政事務というものが非常にウエートが重くなつておる。しかしながら、税制の面から見ます場合に、必ずしもそれを裏づけるだけの財源付与が行なわれておるのかどうか、こういう問題がちょうどいま検討をされておるときでございます。したがいまして、私どもは、あくまでやはり税制の面のみ改善をいたすことによつて問題の解決がはかれるかということになりますと、やはり国と地方一 地方の中においても都道府県と市町村、そういう事務的な配分も一応念頭に置きながら、それらの事務配分に基づく財源付与というものを、できるだけ独立税的な性格によつて付与しなければならぬという方向で、私も相当早い期間にこれらの方策が確立をしなければならない、もはや、それを免れることのできないところ

○和田静夫君 それとの関連で、制限税率、法定外普通税についてちょっとお聞きをいたしますが、同じく「改正地方税制詳解」には、「一四ペー

ジの上段の三段目から、「なお、市町村自身も現行制度の下で許される範囲で税源充実に努力すべきである。現在指定都市やその周辺市町村が広告稅、商品切手発行稅等の法定外普通税を徴収し、かなりの税収入を得てすることは自己努力の一つとして評価されよう。」こうなつておるんですね。そこで、商品切手発行稅というものは、まさしくて評判が悪いんじゃないかなという感じがする

は、これはちょっと疑問ではないかと思うんです。法定外普通税すべてが一がないに私は悪いとは思いません。しかし、一地方団体の事情で、商品の流通に関連して賦課するような税といふのは、これはちょっと疑問ではないかと思うんです。昨年、酒、ビール券の免税に関する請願といふのがありましたね。一応これは自治省の意向でしょから、われわれ委員会は留保といふことにしたわけですがね。しかしこの点は、いまどのようにお考えになつておるんですか。六十七国会税制関係保留第一九六号。

○政府委員(佐々木喜久治君) 酒、ビールのギフト券につきましては、市町村により、この商品切手発行稅の対象にしておるところと、おらないところ、取り扱いは違つておると思いますが、対象にするといふ措置をとつておる市町村がやや多いのではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 やはり國と地方一 地方の中においても都是超過課稅をかけるべしと言つておるよ

うに思は聞こえるんですよ。これは、局長、非常におかしいんじゃないだろうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 超過課稅の運用が、従来、ともすれば慣性に流れた運用が行なわれてきたといふことについては、私どもも十分反省をし、これに対応する措置をとりながら超過課稅の解消には努力をしてきたつもりでございま

す。確かに、超過課稅は、特定の年度において特別な財政需要のあります場合に、一定の期間を限つてその住民の理解を得て、そうした超過課稅を行なうといふよりな運用のしかたが正しいであ

るということを、私どもも常々指導しているわけありますけれども、特に住民税などの場合

て特に流通段階から御批判もないようございまして、私どもはこれが消費者に転嫁されるというような關係もあつて、超過課稅が非常に多くの市町村において行なわれてきたといふことについてどうなところは現在見当たらぬように考えておるわけでござります。したがいまして、特別に問

題の起こらない限り、これらの自己努力によるところの財源調達といふものは認めてしかるべきではありません。したがいまして、御趣旨の点につきましては、十分大臣とも相談をいたしまして、そういう

が、同じく「改正地方税制詳解」には、「一四ペー

ジの上段の三段目から、「なお、市町村自身も現行制度の下で許される範囲で税源充実に努力すべきである。現在指定都市やその周辺市町村が広告

稅、商品切手発行稅等の法定外普通稅を徴収し、かなりの税収入を得てすることは自己努力の一つとして評価されよう。」こうなつておるんですね。そこで、商品切手発行稅といふのは、まさしくて評判が悪いんじゃないかなという感じがする

は、これはちょっと疑問ではないかと思うんです。法定外普通稅すべてが一がないに私は悪いとは思いません。しかし、一地方団体の事情で、商品の流通に関連して賦課するような税といふのは、これはちょっと疑問ではないかと思うんです。昨年、酒、ビール券の免税に関する請願といふのがありましたね。一応これは自治省の意向でしょから、われわれ委員会は留保といふことにしたわけですがね。しかしこの点は、いまどのようにお考えになつておるんですか。六十七国会税制関係保留第一九六号。

○政府委員(佐々木喜久治君) 酒、ビールのギフト券につきましては、市町村により、この商品切

手発行稅の対象にしておるところと、おらないところ、取り扱いは違つておると思いますが、対象にするといふ措置をとつておる市町村がやや多い

のではないかというふうに考えております。

○和田静夫君 やはり國と地方一 地方の中においても都是超過課稅をかけるべしと言つておるよ

うに思は聞こえるんですよ。これは、局長、非常におかしいんじゃないだろうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 超過課稅の運用が、従来、ともすれば慣性に流れた運用が行なわれてきたといふことについては、私どもも十分反省をし、これに対応する措置をとりながら超過課

稅の解消には努力をしてきたつもりでございま

す。確かに、超過課稅は、特定の年度において特別な財政需要のあります場合に、一定の期間を限つてその住民の理解を得て、そうした超過課稅

を行なうといふよりな運用のしかたが正しいであ

るということを、私どもも常々指導しているわ

けでありますけれども、特に住民税などの場合

て特に流通段階から御批判もないようございま

して、私どもはこれが消費者に転嫁されるといふ

うな關係もあつて、超過課稅が非常に多くの市町

村において行なわれてきたといふことについて

どうなところは現在見当たらぬように考えてお

るわけでござります。したがいまして、特別に問

題の起こらない限り、これらの自己努力による

ところの財源調達といふものは認めてしかるべきで

いませんが、電気ガス税なんて実は私は反対

だつたので、来月のなればころまでかけて論議し

たつていいと思っていましたんですが、どうもそうも

いかぬようですから。この地方税は第一条の五号

でこういうことになつておるわけでしょう。標準

税率は「地方団体が課税する場合に通常よるべき

税率でその財政上の特別の必要があると認める場

合においては、これによることを要しない税率を

いい、自治大臣が地方交付税の額を定める際に基

準財政收入額の算定の基礎として用いる税率とす

る」ということになつていますね。つまり、制限

税率などは特別の事情の場合以外は避けるべきで

ある。で、都市の慢性的財源不足にこれで対処す

るといふようなことは、どうも問題の本質を取り

違えた。まず、もつてのほかの議論ではないだろ

うか、私はそう思う。自治省のいまのこの書き方

ですね。先ほど読み上げた書き方からしますと、

都市は超過課稅をかけるべしと言つておるよう

に実は聞こえるんですよ。これは、局長、非常に

おかしいんじゃないだろうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 超過課稅の運用

が、従来、ともすれば慣性に流れた運用が行なわ

れてきたといふことについては、私どもも十分反

省をし、これに対応する措置をとりながら超過課

稅の解消には努力をしてきたつもりでございま

す。確かに、超過課稅は、特定の年度において特

別な財政需要のあります場合に、一定の期間を

限つてその住民の理解を得て、そうした超過課

稅を行なうといふよりな運用のしかたが正しいであ

るということを、私どもも常々指導しているわ

けでありますけれども、特に住民税などの場合

て特に流通段階から御批判もないようございま

して、私どもはこれが消費者に転嫁されるといふ

うな關係もあつて、超過課稅が非常に多くの市町

村において行なわれてきたといふことについて

どうなところは現在見当たらぬように考えてお

るわけでござります。したがいまして、特別に問

題の起こらない限り、これらの自己努力による

ところの財源調達といふものは認めてしかるべきで

いませんが、電気ガス税なんて実は私は反対

だつたので、来月のなればころまでかけて論議し

たつていいと思っていましたんですが、どうもそうも

いかぬようですから。この地方税は第一条の五号

でこういうことになつておるわけでしょう。標準

税率は「地方団体が課税する場合に通常よるべき

税率でその財政上の特別の必要があると認める場

合においては、これによることを要しない税率を

いい、自治大臣が地方交付税の額を定める際に基

準財政收入額の算定の基礎として用いる税率とす

る」ということになつていますね。つまり、制限

税率などは特別の事情の場合以外は避けるべきで

ある。で、都市の慢性的財源不足にこれで対処す

るといふようなことは、どうも問題の本質を取り

違えた。まず、もつてのほかの議論ではないだろ

うか、私はそう思う。自治省のいまのこの書き方

ですね。先ほど読み上げた書き方からしますと、

都市は超過課稅をかけるべしと言つておるよう

に実は聞こえるんですよ。これは、局長、非常に

おかしいんじゃないだろうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 超過課稅の運用

が、従来、ともすれば慣性に流れた運用が行なわ

れてきたといふことについては、私どもも十分反

省をし、これに対応する措置をとりながら超過課

稅の解消には努力をしてきたつもりでございま

す。確かに、超過課稅は、特定の年度において特

別な財政需要のあります場合に、一定の期間を

限つてその住民の理解を得て、そうした超過課

稅を行なうといふよりな運用のしかたが正しいであ

るということを、私どもも常々指導しているわ

けでありますけれども、特に住民税などの場合

て特に流通段階から御批判もないようございま

して、私どもはこれが消費者に転嫁されるといふ

うな關係もあつて、超過課稅が非常に多くの市町

村において行なわれてきたといふことについて

どうなところは現在見当たらぬように考えてお

るわけでござります。したがいまして、特別に問

題の起こらない限り、これらの自己努力による

ところの財源調達といふものは認めてしかるべきで

いませんが、電気ガス税なんて実は私は反対

だつたので、来月のなればころまでかけて論議し

たつていいと思っていましたんですが、どうもそうも

いかぬようですから。この地方税は第一条の五号

でこういうことになつておるわけでしょう。標準

税率は「地方団体が課税する場合に通常よるべき

税率でその財政上の特別の必要があると認める場

合においては、これによることを要しない税率を

いい、自治大臣が地方交付税の額を定める際に基

準財政收入額の算定の基礎として用いる税率とす

る」ということになつていますね。つまり、制限

税率などは特別の事情の場合以外は避けるべきで

ある。で、都市の慢性的財源不足にこれで対処す

るといふようなことは、どうも問題の本質を取り

違えた。まず、もつてのほかの議論ではないだろ

うか、私はそう思う。自治省のいまのこの書き方

ですね。先ほど読み上げた書き方からしますと、

都市は超過課稅をかけるべしと言つておるよう

に実は聞こえるんですよ。これは、局長、非常に

おかしいんじゃないだろうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 超過課稅の運用

が、従来、ともすれば慣性に流れた運用が行なわ

れてきたといふことについては、私どもも十分反

省をし、これに対応する措置をとりながら超過課

稅の解消には努力をしてきたつもりでございま

す。確かに、超過課稅は、特定の年度において特

別な財政需要のあります場合に、一定の期間を

限つてその住民の理解を得て、そうした超過課

稅を行なうといふよりな運用のしかたが正しいであ

るということを、私どもも常々指導しているわ

けでありますけれども、特に住民税などの場合

て特に流通段階から御批判もないようございま

して、私どもはこれが消費者に転嫁されるといふ

うな關係もあつて、超過課稅が非常に多くの市町

村において行なわれてきたといふことについて

どうなところは現在見当たらぬように考えてお

るわけでござります。したがいまして、特別に問

題の起こらない限り、これらの自己努力による

ところの財源調達といふものは認めてしかるべきで

いませんが、電気ガス税なんて実は私は反対

だつたので、来月のなればころまでかけて論議し

たつていいと思っていましたんですが、どうもそうも

いかぬようですから。この地方税は第一条の五号

でこういうことになつておるわけでしょう。標準

税率は「地方団体が課税する場合に通常よるべき

税率でその財政上の特別の必要があると認める場

合においては、これによることを要しない税率を

いい、自治大臣が地方交付税の額を定める際に基

準財政收入額の算定の基礎として用いる税率とす

る」ということになつていますね。つまり、制限

税率などは特別の事情の場合以外は避けるべきで

ある。で、都市の慢性的財源不足にこれで対処す

るといふようなことは、どうも問題の本質を取り

違えた。まず、もつてのほかの議論ではないだろ

うか、私はそう思う。自治省のいまのこの書き方

ですね。先ほど読み上げた書き方からしますと、

都市は超過課稅をかけるべしと言つておるよう

に実は聞こえるんですよ。これは、局長、非常に

おかしいんじゃないだろうか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 超過課稅の運用

が、従来、ともすれば慣性に流れた運用が行なわ

れてきたといふことについては、私どもも十分反

省をし、これに対応する措置をとりながら超過課

稅の解消には努力をしてきたつもりでございま

す。確かに、超過課稅は、特定の年度において特

別な財政需要のあります場合に、一定の期間を

限つてその住民の理解を得て、そうした超過課

稅を行なうといふよりな運用のしかたが正しいであ

るということを、私どもも常々指導しているわ

けでありますけれども、特に住民税などの場合

て特に流通段階から御批判もないようございま

して、私どもはこれが消費者に転嫁されるといふ

うな關係もあつて、超過課稅が非常に多くの市町

村において行なわれてきたといふことについて

どうなところは現在見当たらぬように考えてお

るわけでござります。したがいまして、特別に問

題の起こらない限り、これらの自己努力による

ところの財源調達といふものは認めてしかるべきで

いませんが、電気ガス税なんて実は私は反対

だつたので、来月のなればころまでかけて論議し

たつていいと思っていましたんですが、どうもそうも

いかぬようですから。この地方税は第一条の五号

でこういうことになつておるわけでしょう。標準

税率は「地方団体が課税する場合に通常よるべき

税率でその財政上の特別の必要があると認める場

合においては、これによることを要しない税率を

いい、自治大臣が地方交付税の額を定める際に基

準財政收入額の算定の基礎として用いる税率とす

る」ということになつていますね。つまり、制限

税率などは特別の事情の場合以外は避けるべきで

課税をやらざるを得ない。こうした傾向といふのが非常にありますわけで、それをやはり税制の上には当然反映していかなければならぬといふうに考えておるわけでござります。

度調査会の答申の営業所あるいは事業所課税、昨

日も若干論議があつたようですが、これは大都

市、反対していますね。それは公共施設のおくれが問題で、過密の弊害を二つ指摘すること

自体が問題のすりかえだという、そういう考え方

に立っているわけですね。私はもつともな言い方

すぐ増税策を持ち出す傾向がある。これはこの考え直す必要があると思うのです。

○政府委員（佐々木喜久治君） 現在の財政需要の

実体なり、あるいは国民の租税負担率、それから

行政内容の水準の上昇といふことを考ねますと、私どもとしましては、現在の粗続負担率といふものが

のが、国税、地方税を通じて一九%程度になつて

おるこの租税負担率といふものがこのままはなし

で維持し得るであろうかということについては、非常に疑問に思つてゐるわけですが、いかがですか。

しろ、いろいろな行政内容の上昇とともに、この

租税負担率につきましては再検討をすべき段階に

もきているのではないだろうか、こういう感じは
ふうじつ持つております。さう、田代販賣會の販賣

利とお持でありますたゞ、利潤率を根詰する場合に、そらした租税負担をどのよだな納税

義務者に求めるべきかという点は非常に問題であ

るうとういうふうに考えておりますけれども、そして、年々地方債の増加とともに、また、この間、直

てまた特に地方税の場合には常に10%近い廻税率の比率を持つてゐるといふことからいたしま

すといふと、その税制については、その組み立て

方に非常に問題があるわけでもないますけれど

も、やはり租税負担率の上昇ということを当然に前提として考究なければならないだろう、その場

合に、納税義務者については、こうした直接税が

非常に高いという現状、特に、個人の負担といふ

ものが相当高いといふことも同時に考え合わせな

ければならない問題であろうといふに思つて

むずかしい問題でありますけれども、同時に、それらの問題とともに、やはり自主的な税源を求めて税制をもう一ぺん組み直していくことと、は、私どもも努力しなきやならない時期にきておるというふうに考えております。

○和田静夫君 以下、少し具体的な問題に入つてみますが、まず、付加価値税が問題になつてます。このフランスに始まつたEC全段階税額控除方式、こういうものについて、まずどのようにお考えになつていますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 付加価値税の税制の組み立て方について、ただいま国税で考えておられますような方式もあるだらうと思つておりますが、こうした国税で、現在の段階で考えておりますような付加価値税の方式は、地方税としては、なかなかその行政区画の観点から非常に税制としてはむずかしいというふうに考えております。

○和田静夫君 一般消費税としての付加価値税の創設は、料理飲食税あるいは現行の個別消費税との関連で問題となりましよう。また、これが増税の状況は、所得税や住民税、あるいは地方交付税に影響するところが非常に大きい。これは自治省当事者のすでに指摘しているところですね。新税としての付加価値税の創設、その内容については、当然自治省としても相当な心がまえを持つていいなくてはならないと思うんです。大蔵省などが盛んにアドバルーンを上げていますね。おそらく現実の政治日程のばらうとしているのでしょうか。大蔵のあのやり方、形では、これは一体、これについて次官どういうふうな所見をお持ちですか。

○政府委員(小山省二君) ただいま局長から御答弁がございましたように、わが国の税制は比較的直接税に片寄つておるような傾向がございまして、おそらく大蔵大臣は、そういう面から、何らかやつぱり税制の方向に多少の修正をしなければならないんだろうという考え方から、EC諸国ですでに取り入れ実施を見ております付加価値税の導

入などいろいろなことを念頭に置いて検討をしておるのであります。この考え方方がまだ十分国民に徹底されませんうちに、各方面から付加価値税の導入については基本的には反対だといふような声が相当起つておることも事実でございます。言うならば、私はこういう税制は、日本の国民性にあまりなじんでおらぬ面ではなかろうかというふうに考えておるわけですがござります。しかし、こうした国民的感覚といいますか、そういう立場をやはりある程度行政といふ面は十分考えて行なわなければならぬ問題でござりますので、相当やはり付加価値税の本質といふものを 국민にPRして、国民の理解と協力を求めますんと、実際問題として、これはやはり失敗に歸するおそれがあるのではないかというふうに私ども心配をいたしておるわけであります。しかし、従来のような直接税に片寄り過ぎた税制といふものを何らかの形で是正をしてしなければならないことになりますると、やはりこれは検討に価値する税制度ではなかろうか。したがつて、税制調査会におきましても、いま真剣にこの問題については検討中といふように私ども承知しておりますので、将来、こうした付加価値税が地方税においてもどのような形で取り入れなければならぬかということは、われわれ自治省としても、十分やはりそのことに対し用意して検討しなければならぬよう理解をいたしておるわけでござります。

を得ないといふことにもなるかと思ひます。が、地方税制として付加価値税といふものをどういふことをうに考えていくかということになりますと、私が從来から検討を続けております事業税における課税標準の中に付加価値といふものの取り入れられ、この問題については、私どもも事業税の性格から、その課税標準について、現行の所得標準通りはむしろ他の標準、たとえば、現在、電気供給業でとておられますような売り上げ基準、あるいは從来考へておりました付加価値基準といふものについては、むしろ妥当性があるのではないかといふことで検討を続けておりますけれども、一般消費税としての付加価値税といふものと、事業税における従来地方税として検討されておりました付加価値額について事業税の課税標準にするということについては、問題としては、競合はしないであろうというふうに考へておるわけでありまして、この付加価値基準を事業税に入れるといいますのは、あくまでも事業の活動の実態、地方団体との関係といふものより明確にするという意味におきまして、とつていくべきじやないかといふことを検討しているわけでございまして、そういう意味におきましては、事業税自体について、一般消費税としての付加価値税といふものは影響はないのではないかというふうに考へております。ただ、先ほど御指摘になりましたような消費税につきまして、個別消費税と、一般消費税としての付加価値税といふものとの関係をどういうふうに組み立てていくかという問題は、この付加価値税の検討の段階におきまして、十分われわれもその内容について調査をしていただきなきゃならないというふうに考へておるわけでござります。

なお相当の開きがあるんですね。自治省流にいうと、前年度の百十七万五千百八十一円と比較しても相当開きがあるわけです。この点の自治省の見解は、何べんもやりとりしたことですから、すでにわかつていてるんです。したがって、それはあらためて聞きませんが、四十八年度以降も課税最低限引き上げを行なう意思をお持ちなのかどうか、それをお聞きをしておきたいんです。

○政府委員(小山省二君) 御指摘のような方向で税制調査会等の検討を願い、前進をする考え方でただいま検討をいたしておりますのでございます。

○和田静夫君 所得税中心を緩和をして、そぞして間接税を増強していく。所得税を軽減して景気の回復をはかる、こういう国民的要請になつてゐる。そこで、住民税だけがいつまでも負担分任とかいつて、いわゆる大衆的課税を存続するといふ、これは私はもう許されない情勢であると思ふ。そうして、自治省側もそのことを率直に認めるべきだとと思う。で、これは意見として申し上げておくところですが、四十六年度の住民税の課税率最低限と、四十六年度の生活保護基準、それから基準生計費、標準生計費、これら四十六年度の住民税と四十五年度については自治省の資料が用意をされていましたが、四十六年度と四十七年度、これはけさ資料でいただきましたから、数字に間違いがなければ、これをこのまま答弁として載せていただきたい、よろしいですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) けつこうでござります。

○和田静夫君 そこで、四十七年度は所得税の減税もあり得るという、そういう状況、そこで、住民税もさらに減税をすべきである。今後も所得税の減税は、税率の変更なども課題となると私は思うのですが、その場合は、住民税もこの税率の変更を行なうべきだと、この辺についてはどういうふうに考えますか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 御承知のとおり、住民税の中でも市町村民税と府県民税は税率の構造が違つておるわけでございます。御承知のとお

り、府県民税の税率は、昭和三十七年に引きまして所得税から府県民税に税源移譲が行なわれた。その結果の税率が現在残つておるといふような形になつておりますが、それに対して市町村民税のほうは、その当時の所得税の税率とほぼ同じようになつた割合でいまの税率が刻まれておるといふよろんな状況で、市町村民税が非常に高い累進度を持つた超過累進税率になつてゐる。そして府県民税のほうは、どちらかといふと比例税率に近い累進税率を持つた状況で、この点につきましては、その当時から見まして、課税最低限も引き上げられ、所得税の税率緩和も行なわれておるといふような状況も考慮いたしますならば、住民税も、そろそろこの税率について検討をし直すべき時期にきてゐるというふうに判断をいたしております。その場合の方向といたしましては、市町村民税におきましては、ある程度税率緩和ということを考えなければならないと思ふるといふに判断をいたしております。その検討が加えられなければならぬだらうといふればならないでありますよし、それから府県民税の税率の場合には、現在の比例税率といふものについては、これを累進税率に直していくという方向での検討が加えられなければならぬだらうといふふうに考えております。ただ、こうした税率の手直しをいたします場合には、どうしても、その方向としましては、減税の方向で検討せざるを得ないかといふことになつてしまひます。また、所得税が年々減税を行なうとするならば、課税最低限の引き上げの方向が強く出るのはなからうか。そうしますと、住民税との関係におきまして、また、課税最低限といふ問題が当然出てまいります。おそらく、来年度もし減税をして、相当大幅な減税を行なつて、税率の緩和をし、課税最低限の引き上げも行なうといふふうな減税をやつております。おそらく、来年度もし減税を行なうとするならば、課税最低限の引き上げの方向が強く出るのはなからうか。そうしますと、住民税との関係におきまして、また、課税最低限といふ問題が当然出てまいりますわけで、来年はたして、財政上の事情もあると考えるわけですが、ありますけれども、課税最低限と税率の手直し、これが一ぺんにできるかどうかといふ点は非常に私ども

もとしましても心配をしているところどころでございま
す。ただ、税率につきましては、もうそういう時
期になつてきているというふうに私どもは考えて
おります。

○和田静夫君 預金利子の分離課税、これは国税
収人は幾らですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 国税におきます昭
和四十七年度の利子所得に対する税額が三千七百
五十四億円になつております。これに対しまして、
貯蓄奨励のための特別措置としまして少額貯蓄の
利子分の非課税額が六百九十九億、それから利子所
得の課税の特例といたしまして、これは分離課税
による減収額でござります、これが二百八十九億と
いうふうになつております。

○和田静夫君 そこで、この預金利子の分離課税
による国税収入の三分の一ぐらいは、地方財源と
して譲与をさせるべきではありますか、これは
どうですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 確かに、御指摘の
とおり、利子所得の分離課税分といふものが、現
在の地方税の制度の中で、その捕捉が技術的にき
わめて困難だといふような観点から、利子所得分
につきましては所得税しか取られておらない、い
わば住民税がこれを追及し得ないでおるという点
は、私ども非常に残念に思つておるわけでござい
まして、これを何らかの形で住民税の中へ取り入
れたいということで、いろいろ検討はしております
すけれども、やはりその利子の発生する場所と、
地方税の、これは宿命でござりますけれども、納
税者の住所地といふものとがなかなか結びつかな
い、この点で、

〔委員長退席、理事寺本広作君着席〕

お説のような御意見も出でるわけでありまし
て、この点は、私どもささらに検討を続けてまい
りたいと、かように考えております。

○和田静夫君 個人の事業主控除引き上げについ
てもお聞きをいたしますが、この個人の控除額を
現行の三十六万円から六十万円に引き上げられた
わけですが、これは昨年三十二万から三十六万に

引き上げたのと比べますと、比較上は相当大幅な改善ということになります。四十六年度の所得税における青色事業主の特別経費準備金の創設ですね、さらにも、この青色事業主専従者の給与の実態、個人事業税の減税に対する強い要望などを勘案をして決定された。こういうふうに聞いています。が、六十万円という額ですね、この額を設定されるに至った背景、理由をもう少し具体的に説明をしていただきたい。

○政府委員(佐々木喜久治君) 一つの問題は、これまで事業主控除の引き上げ額が毎年度非常に小さい額であったという点が一つ問題としては残っていると思います。そのために、調査をいたしましたと、青色専従者の平均給与額といふものが次第に引き上がってまいりまして、四十五年の所得税の実績を見ましても、ほぼ事業主控除の額に相当するぐらいまで上がってきておる。こういう点で、事業主と専従者の給与額といふものがほぼ同じような数字になつてきただといふ点において、事業主控除の額が非常に低く感ぜられておるという問題が一つござります。それからもう一つは、たゞいま御指摘のように、青色事業主特別経費準備金という制度が設けられまして、これが所得の五%、十万円限度ということで創設をされたわけでございまして、さらに、この制度が本年の改正によりまして、青色申告控除制度ということ十万円の定額控除の制度に切りかえられた。これを事業税としてどう受けとめるべきかという問題があつたわけでございまして、そういう点から見まして、これを推計をし、さらにその金額に十万円を加えていく、こうしたことによつて、こうした特別経費準備金あるいは青色申告控除制度というものを事業税の上では事業主控除の中で受けとめていく、こうしたことから六十万円といふことにいたしたわけでございます。

定にあたっては各種の社会保険の支払い金額を、この収入金額及び医療の必要経費はともに算入をしない、そういうたてまえをとっているわけですね。そこで、この社会保険診療報酬に対する課税の特例ですね。これは所得税の場合も問題となつてゐるわけですけれども、どのようにこの辺を次官お考そになるのですかね。もともと議員立法で入った規定です。現在の時点では、どのようにお考えになつていますか。

○政府委員(小山省二君) 御指摘の点につきましては、各方面から相当強い御批判もございまして、税の公平というような見地からも検討しなければならないというようなたてまえに立ちまして、ただいま税制調査会で検討をいたしております段階でございますので、結論をまちまちでございませんが、早く改正案を提出したい考え方でございます。

○和田静夫君 事業主控除の引き上げといふのは、一応この程度が限度と考えていらっしゃるわけですか。

○政府委員(小山省二君) 事業主控除につきましては、御承知のとおり、事業主の勤労性を加味し

て特別な控除制度といふものを作り出しております。したがいまして、現状の法の制度の上からまいりますれば、私は、やや限界に近づいてきておるのではないかろうかといふふうに理解しております。

○和田静夫君 娯楽施設利用税で聞きますが、まずこのゴルフ施設利用税ですが、定額の税率による課税方法に統一をされて、一人一日六百円一本にしようとするところがありますが、この入会金等があつて利用料金が算定しにくいということで、従来からこの税率も他の利用税よりも大きくなる、高くなる。料金課税のほうは百分の三十である、高くなる。料金課税のほうは百分の三十であつて定額制を併用されていたわけでしょう。それから統一されたのには特別な理由があるのですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) ゴルフに対する娛樂施設利用税につきましては、ただいま御指摘のような理由がございまして、現在、各府県の税条例

例はすべて定額課税六百円を標準にいたしました。その上下の税率を刻んでおるというよろくな施されておらないという状況になつておりますので、この際、課税の実態からこの制度に踏み切つたわけでございます。

○和田静夫君 六百円という額は、三十六年度から変わつてないでしょ、これ。統一するにあたつて、その合理性があらためて私は問われなくてはならない。六百円がよいという根拠ですね。

○政府委員(佐々木喜久治君) 税率改正の経緯を申しますと、従来から定額課税のほうは三〇%でございますが、昭和三十六年に定額課税のほうは四百円というふうに引き上げになつております。

それが昭和四十一年に六百円といふことに改正になりました。これはこの額を計算いたします場合には、いわゆるビジターフィーの料金の状況を見ましても、この額の引き上げを行なつてきたわけでございます。

○和田静夫君 パチンコ一台百五十円、このパチンコ台百五十円といふのは税率として低過ぎないだろか。最近におけるパチンコ経営の規模のデータクス化、まあ私やつたことは実はないのですが、大規模化ということが目に見えますね。盛り場、駅前への進出の状況、あのところはそんなに安くないと思うところに、じやんじやんできますね。そういう意味では、パチンコ台の百五十円といふのはきわめて低過ぎるのではないかといふふうに、これはしろうと目に考えますがね。たしかに、これは四十一年ごろにきめられた額ですね、再検討されたことがあります。

○政府委員(佐々木喜久治君) パチンコの営業は、最近は昭和三十年代に比べますと、ややその営業には落ち着きを見せてきている。したがいまして、営業店舗の数もほとんど増加を見ないようになります。それからまた、例

といふものは、まだ値段がそのまままでございます。そういう意味におきまして、まず、この営業が安定をし、また、その利用者も大体固定をしておる、そして料金も変わつておらない。こういう状況から見まして、まず、いまのところこの税率については特に変更をする必要はないのでは

ないかというふうに考えております。

○和田静夫君 料飲税について、昨日も論議がございましたが、重複しない部分で二、三お聞きをしますが、料理飲食等消費税について、この飲食宿泊の基礎控除額の引き上げ、これをなぜ行なわなかつたのか。

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕

○政府委員(佐々木喜久治君) 昨年の改正におきまして、料飲税につきましては、基礎控除額、免稅点等につきまして引き上げが行なわれまして、この額につきましては、昨年の十月から施行されています。その後におきまして、物価上昇等といふものを考慮せましても、いま直ちに改正をするというような状況には至つておらないと考

えまして、今年の改正は見送りにしたわけでござります。なお、これらにつきましては、さらに今後物価状況等も見ながら検討を続けていく必要があります。その後におきまして、物価上昇等と

いうものを考慮せましても、いま直ちに改正をするというふうに考えております。

○和田静夫君 もう時間ですからあれですが、昭和四十四年の改正で飲食店の免稅点は八百円、宿泊の免稅点は千六百円にしたときに、飲食者の九

六%、宿泊者の五二%が免稅点の適用を受けていると言わわれたのですが、さらに四十六年度に八百円を九百円に、千六百円を千八百円に引き上げた。自治省のこの言い分のとおりだとしますと、

大衆飲食にかかる料飲税は相当收入減になつてもよいはずであります。しかし、現実には、四十四六年の、まあ結果は知りませんけれども、免稅点

の引き上げに関する自治省の説明には、こういう

ふうに見ていくとどうも納得ができない部分があるのですが、いかがですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 昨年の改正によりまして、免稅点あるいは基礎控除の額が引き上げになりましたが、その免稅点の額が九七%というふうに考えております。また、飲食店等におきましては九五%、あるいはチケット食堂におきましては約九七%というふうに考えております。ただ、現実には、税収としましてはほとんど減つておらない、非常に増加を示しておりますのは、やはりいろいろ面の所得水準の上昇に伴う消費支出のほうが相当ふえているとおもっております。ただ、現実には、税収としましては課税対象から除外されるという結果になつております。

○和田静夫君 それは課税されないということになつたわけでありますけれども、この免稅点の引き上げによりまして、宿泊の場合には五三%の利用者が免稅点以下の利用行為ということで、これは課税されないということになつてしまつります。

○政府委員(佐々木喜久治君) まだ時間であります。また、飲食店等におきましては九五%、ある

いはチケット食堂におきましては約九七%というふうな状況でございまして、大体利用者のほとんどのものが課税対象から除外されるという結果になつたのか。

〔理事寺本広作君退席、委員長着席〕

○政府委員(佐々木喜久治君) 昨年の改正におきまして、料飲税につきましては、基礎控除額、免稅点等につきまして引き上げが行なわれまして、この額につきましては、昨年の十月から施行されています。その後におきまして、物価上昇等といふものを考慮せましても、いま直ちに改正をするというふうな状況には至つておらないと考

えます。なお、これらにつきましては、さらに今後物価状況等も見ながら検討を続けていく必要があります。その後におきまして、物価上昇等といふものを考慮せましても、いま直ちに改正をするというふうに考えております。

○和田静夫君 もう時間ですからあれですが、昭和四十四年の改正で飲食店の免稅点は八百円、宿泊の免稅点は千六百円にしたときに、飲食者の九

六%、宿泊者の五二%が免稅点の適用を受けていると言わわれたのですが、さらに四十六年度に八百円を九百円に、千六百円を千八百円に引き上げた。自治省のこの言い分のとおりだとしますと、

あるいは旅館、飲食店、それら別に最近十年くらいの収入の推移といふもの、これどこかに載つております。

○和田静夫君 料理店等、あるいはキャバレー、あるいは旅館、飲食店、それら別に最近十年くらいの収入の推移といふもの、これどこかに載つております。

○政府委員(佐々木喜久治君) お手元に差し上げております参考計数資料の一八ページのところに各税目ごとの指數が書いてござります。

○和田静夫君 いや、これではわからないわけであります。

○政府委員(佐々木喜久治君) 営業形態別の課税状況は私どもつておりますので、別に資料とし

ておつくりいたします。

○和田静夫君 十年くらいのやつをもらいたいのです。

○政府委員(佐々木喜久治君) 十年間分がとれるかどうかちょっととはつきりいたしませんけれども、できるだけ長い年度の推移が見られるような資料を作成いたしたいと思います。

○和田静夫君 三千円以上一五%、三千円以下一〇%，この税率を四十四年に行なったわけです

が、このため料理店等の税収は比較的伸びがゆるやかになつた、飲食店のほうは伸びが高い。もつとこれ減税していいはずな感じがしますがね。

○政府委員(佐々木喜久治君) 以前にございました三千円以上の消費といらものは、特に高級料理店等においてその例が見られたわけでございますけれども、やはり最近における消費の性向がやや変わつてきておる。そういう意味におきましては、和風のものから洋風のものに消費が変わつてきているという点においても、若干の傾向線が変わつたようにも感ぜられるわけでございますが、その辺につきましては、さらに各年度の数字を見まして分析してみたいと思っております。

○和田静夫君 宿泊に伴う飲食に対する免稅点の千八百円ではどう考へても、きのうから論議を聞いていても低過ぎる。これによつて宿泊者の何%くらいが適用されているのかということで、昨日資料要求をしてみたら、これは三三%ですね、こういう形で返答が返つてきました。そこで、この免稅点というのは、やっぱり三千円ぐらいには引き上げるべきだと思う、いかがですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 宿泊に対しまず免稅点が千八百円といふことで、利用人員からいたしますと三三%、約三分の一といふうな形になつてしまります。この程度のものがいわばでございます。この料金総額が全体の三三%でござります。これが三千円ということになりますと、利用人員からいたしまして約一五%、料金総額から見ますと三三%、約三分の一といふうな形になつてしまります。この程度のものがいわば他の飲食行為等との間ににおいてバランスのとれた数字であるかどうかという点について、やはり私

ども検討してみなきやならないだらうと思いますが、同じ料飲税でございますので、この利用形態によりまして、やはり負担についての均衡をはからなければならぬといふうに考えております。

○和田静夫君 もう大臣見えましたからやめます。それで、さらに将来の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

○和田静夫君 もう大臣見えましたからやめますが、そこで自動車税、ちょっと聞きますが、昨日、自動車税の話がありました。そこで、私の聞

きたいのは、この現行法による収入見込みがそのまま改正後の収入見込みになつていますよね。こ

うなりますと、この改正によって何ら税収には影響受けない、こういうことですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 観光貸し切り用のバスは、ほとんどが大型のものでございます。自家用バスは、その九割までマイクロバスでございまして、その台数は、自家用バスのほうがはるかに多いでござりますけれども、私どものほうで計算をしてみますと、ちょうどこれは、

偶然の一一致といましょうか、四万五千円が三万円になつて、それの乗車定員別のそれぞれの税率について、それぞれの台数を出しまして計算した結果の数字では、減収額と増収額がちょうど一致掲げさしていただきました。

○和田静夫君 自動車税の納付義務の免除規定が追加をされたわけですが、売り掛け金の回収不能ですね。この状況を実はちょっと聞きたいんです。それから「一部」を受け取ることができないと

いう、「一部」というのはどういう範囲なのか。そ

うです。それから百五十四条の二の第二項の「眞実」とありますね、眞実かどうかという判定はどういう方法で行なおうと考えておられるんですか。

○政府委員(佐々木喜久治君) 割賦販売によりま

して、売り主が納付することになりました税額が、昭和四十五年度の例で申しますと約四十四億

円でございます。これが最終的に、この売り主が

現実にかわつて納付したものの方、買い主から回収したものが三十八億円。したがいまして、最

終的に売り主が負担をせざるを得なくなつたといふ数字が六億円といふうな数字になつております。

それから割賦販売の場合におきまして、こうした自動車税の納付が行なわれなくなる、あるいは最終的に回収不能になるといふような場合は、最初何ヵ月かは月賦代金を支払つて途中でなくなるというのが相当あるわけだと思います。

○政府委員(佐々木喜久治君) その規定では、「代金の全部又は一部」というような表現をしておるわけだと思います。

それから売り主からの申告について、それが真実かどうかという点は、やはり売り主のほうがどう

いうような代金回収の努力をしておるか、そ

うした代金回収の努力の裏づけ、あるいはまた、最

終段階におきまして売り主もその代金を回収する

ことができなかつたために、会社の経理上も貸し倒れ処理をしてしまうというような、そういう会社経理との関係も十分にみ合わせながら、その

判断は都道府県のほうが判断を最終的にはせざるを得ないということになると思ひます。

○和田静夫君 最後に、大臣に一言お聞きをしま

すがね。この付加税論が依然として行なわれてい

るのを止めることになりましたので、その数字を

掲げさしていただきました。

○和田静夫君 自動車税の納付義務の免除規定が追加をされたわけですが、売り掛け金の回収不能

ですね。この状況を実はちょっと聞きたいんで

す。それから「一部」を受け取ることができないと

いうことを何国会にもわたつて言つてきました。これで、大臣の明確なひとつ態度をこの機会にお聞きをして、幾つか、大臣お見えにならない間に、次官、局長との間で善処の約束をしていたいたい部分がありますから、それらについてはあるといふふうに思ひます。

○國務大臣(瀧澤元三郎君) 住民税の所得税に対する付加税論、これは議論いたしまして出てお

ります。

来年度の地方財政は、経済の不況を反映し、き

わめて憂慮すべき状況にあります。すなわち、法人關係税の税収伸び悩み、地方税の収入が停滞

している反面、福祉行政の充実、公共施設の整備

促進、公務員給与等経常経費の増高等によつて、

と、かようくに考へております。ただ、住民税のあり方について、所得税のあり方についてあまりにも追従したよろなあり方、住民税の性格から出たところの所得税割りの考え方、このものを私たちも住民税の性格にほんとうに合致したよろなものを発見する、またそぞろしく、このこと自身と考へ、事務当局に向いましても、付加税論が国と考へ、事務当局に向いましても、付加税論が国民の素朴な税の簡素化、手続の簡素化等から起つてくるところにわれわれの努力の足らざる現状があるのをなからうかと思うから、住民税が付加税論を消す私たちとしての道でなからうかと考え、事務当局に向いましても、付加税論が国民の素朴な税の簡素化、手続の簡素化等から起つてくるところにわれわれの努力の足らざる現状があるのをなからうかと思うから、住民税の持つ所得税と違つた性格に合わせた取り方を考へるように今後ともに努力していただきたいと、このことを常々申しておる次第でございますが、終段階におきまして売り主もその代金を回収することができるかという点は、やはり売り主のほうがどう

いうよううな代金回収の努力をしておるか、そ

ういうよううな代金回収の努力をしておるか、そ

その財源不足額は膨大な額に達するものと予想されていました。このため、国は、地方財政対策として、臨時地方特別交付金の設定、交付税特別会計における借入金の増額等により、明年度の財政措置に対処しているのであります。

本法律案は、以上のよろな地方財政の困難な情況にもかかわらず、地方税負担の現状にかんがみ、あえて減税を実施しようとするものであり、減税に対する住民の強い要望にこたえる適切な措置であると考えます。

しかしながら、地方税制につきましては、税源の再配分、大都市税源の充実、社会経済情勢の変化に伴う税制の合理化等、検討を要する課題が多く残されております。これらの点につきまして、政府において今後とも鋭意検討を進められ、善処されることを要望します。以上をもつて、私の賛成討論といたします。

○占部秀男君 日本社会党を代表して、反対の立場から討論をいたします。私たちちはもちろん反対ではないのでありまするが、しかし減税をするそのこと自体について、私は、私たちは必要な大別して二つの条件が欠けておりますので、賛成するわけにはいかないのであります。

その一つは、今回の減税は、一千五十億円といふ今日地方財政にとって非常に大きな意味の減税になっておりますが、これに伴って起こる地方財政への配慮が無視されておる、かようにわれわれは考へざるを得ないのであります。たとえばこの委員会の質疑応答にもありましたように、四十七年度の地方財政計画自体を見ましても、税収は減る、さらに國からの交付税等はほとんど伸びていない、絶対額として伸びていない、わずかに地方債の借金でこの財政をまかなつておる、こういふような情勢を開拓する柱が今日欠けておるわけであります。現に、税収を見ましても、四十五年度まではそれぞれ前年度に対して二〇%近い、あるいは二〇%をこえる伸びがあつた。それが四十六年とそして今度の、特に四十七年にはわざかに

七%、こういうよろな状況であつて、地方財政自体が将来に向かつて、この点については大きな転機に立つておると思うのであります。この転機に立つておると思ふに立つておる。あるいはまた、租税特別措置法のうち、國からの影響を地方税には切らねばならない、そのための整備、そうした点についても放置されておる。こういうよろな地方財政への将来への配慮が欠けておる。こういう点が第一に指摘をされなければならないと思ふのであります。

それから二つ目は、今回の改正のあり方についてであります。第一、二を申し上げますと、たとえば府県民税等では課税最低限の問題にして、も、國税と地方税との格差を自治省は一応縮めつゝあるとは言つておりますが、これによつて損害をこうむるといふか、そらした低所得者の絶対数はむしろふえておるのであります。今回のこの課税最低限の引き上げの問題は、そらした意味であります。しかも、低所得者にとって不十分である。こういう点が指摘をされますし、また事業税にしましても、いわゆる所得税を納付せずに済む個人事業主に対する二重課税的な措置といふものは、これはもう今日の経済の実態、特に、インフレ経済の実態から見て速急に改善されなければならぬ、そうした問題が放置されたままにしてある。あるいはまた、改善をしておるとからして、われわれは、減税をするにはそれももちろん反対をするものじゃありませんが、そういうところから、この改正案については反対をいたします。

以上であります。

○上林繁次郎君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となつております地方税法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行ないます。

わが党は、税の大衆負担の軽減、市町村税源の

充実をはかるための税制の抜本的な再検討を主張してきましたが、今回の方針税法の改正案では、これらを要請にこたえておりません。以下反対の理由を述べます。

反対理由の第一は、市町村税源の充実の問題であります。昭和三十年代以降の経済の高度成長に伴い、人口及び企業は都市に集中され、それに伴い生活環境は悪化し、一方過疎現象の進行は日常生活の維持する困難な状態となつております。地方公共団体の様相も大きく変わり、それに伴つて財政需要も増大され、かつ、千差万別となつてきています。

しかし、現行の地方税制度は、こうした実態に即応できなくなつております。都市における税源は国にはほとんど吸い上げられ、財政需要の構造も、国税と地方税との格差を自治省は一応縮めつゝあるとは言つておりますが、これによつて損害はむしろふえておるのであります。今回のこの課税最低限の引き上げの問題は、そらした意味であります。しかも、低所得者にとって不十分である。こういう点が指摘をされますし、また事業税にしましても、いわゆる所得税を納付せずに済む個人事業主に対する二重課税的な措置といふものは、これはもう今日の経済の実態、特に、インフレ経済の実態から見て速急に改善されなければならぬ、そうした問題が放置されたままにしてある。あるいはまた、改善をしておるとからして、われわれは、減税をするにはそれももちろん反対をするものじゃありませんが、そういうところから、この改正案については反対をいたします。

以上であります。

○中沢伊登子君 私は、民社党を代表いたしました。反対に対する反対討論といたします。

以上、反対のおもなる理由を申し述べ、本法案の改正に対する反対討論といたします。

反対の第一点は、私たちには、地方税は応能の原則によるべきだとから主張をいたしておりますが、本法律案は、やはり応益、つまり負担分担の考え方方に立つておる点であります。

反対の第二点は、第一点の考え方から、課税最低限を所得税と同一にすべきであると考えております。しかし、急激に引き上げることが無理であるとしても、とりあえず、昭和四十七年度の課税最低限を、夫婦と子二人で百万円に引き上げるべきであつたと考へる点であります。

反対の第三点は、市町村民税の所得割りの税率が十三段階の超過累進税率であるのに、府県民税は二段階のいわゆる比例税率が採用されている点であります。今回の減税については、反対するものではありませんけれども、しかし、なお昨日当委員会において、三、四の点について質問をいたしましたが、さらに前向きに検討されることを期しておいたしまして、私の討論を終ります。

反対理由の第三は、事業税についてであります。今回の個人事業税の事業主控除が大幅に引き上げられましたものの、従来からの二重課税的性格はいまだぬぐい去られておりません。したがつて、法人関係税の引き上げ等を行ない、個人事業の所得税を納付するに至らない者に対する

は、少なくとも非課税にすべきであります。

反対理由の第四は、電気ガス税についてであります。わが党は、これまで一般家庭の電気ガス税について、貫してその廢止を強く主張してまいりました。佐藤總理も悪税であると明言していません。昭和三十九年以来税率の改正は据え置き機に立つておると思うのであります。この転機に立つておると思ふに立つておる。あるいはまた、租税特別措置法のうち、國からの影響を地方税には切らねばならない、そのための整備、そうした点についても放置されておる。こういうよろな地方財政への将来への配慮が欠けておる。こういう点が第一に指摘をされなければならないと思ふのであります。

それから二つ目は、今回の改正のあり方についてであります。第一、二を申し上げますと、たとえば府県民税等では課税最低限の問題にして、も、國税と地方税との格差を自治省は一応縮めつゝあるとは言つておりますが、これによつて損害はむしろふえておるのであります。今回のこの課税最低限の引き上げの問題は、そらした意味であります。しかも、低所得者にとって不十分である。こういう点が指摘をされますし、また事業税にしましても、いわゆる所得税を納付せずに済む個人事業主に対する二重課税的な措置といふものは、これはもう今日の経済の実態、特に、インフレ経済の実態から見て速急に改善されなければならぬ、そうした問題が放置されたままにしてある。あるいはまた、改善をしておるとからして、われわれは、減税をするにはそれももちろん反対をするものじゃありませんが、そういうところから、この改正案については反対をいたします。

以上であります。

○河田賢治君 私は、日本共産党を代表して、地

方税法一部改正案に反対する討論を行ないます。

第一の理由は、個人住民税、個人事業税など、一般労働者、中小零細業者に対する減税措置がきわめて不十分に終わっている点であります。特に、住民税の課税最低限は、夫婦子供二人の標準世帯で八十万四千八百七十一円と、七万六千七百八十円引き上げられたものの、人事院の標準家族所得を下回り、所得税の課税最低限から見ても二十三万二千四百八十九円も低い、きわめて不十分な措置であります。しかも、インフレ等による名目所得の上昇によつて、納税義務者は逆に九十六万人も増加が見込まれており、大衆課税としての性格は一そく強められ、事実上の増税となつてゐるのであります。国民福祉充実への転換が叫ばれ、税財政政策の方向として、個人消費の拡大が強く要請されてゐることを考へれば、とうてい納得できない措置であります。わが党は、少なくとも、人頭税とまでいわれている個人住民税の均等割りを廃止し、免税点を四人家族、年間所得百五十万円に引き上げるとともに、高額所得者に有利な二段階制税率を改め、高度累進税率の採用を強く要求するものであります。

第二の反対理由は、地方自治体の反対や、地方制度調査会の答申をも無視して、公害防止施設に対する固定資産税の非課税措置の延長、自動車停止装置、電算機等の課税標準の特例措置の延長、さらには、法人電気ガス税の非課税品目を拡大するなど、企業に対する各種の特権的優遇措置を引き続き拡充しようとしている点であります。あらためて指摘するまでもなく、地方税の非課税、特例措置による減収見込み額は年々大幅に増大しており、四十六年度では、租税特別措置に基づく地方税減収見込み額千三百八十三億円を含めて、三千十億円にも及んでいます。財政危機にあえぐ地方自治体はもとより、地方制度調査会答申も、これらの抜本的見通しを求めてきたのは当然であり、わが党は、これらの優遇措置の撤回を強く要求するものです。

特に、公害防止施設に対する非課税措置については、去る二月のOECD環境委員会で、汚染者負担原則をうたつた綱領が採択され、国が税制上、金融上の各種優遇措置で公害企業の費用負担を補助することを国際的に規制しようとする方向に明瞭化に逆行するものであり、安易な補助政策は、この際、思い切つて断ち切るべきであります。

わが党は、本改正案が、一般的に、現行法から見て、一步の前進面を含んでいることを否定するものではありませんが、以上指摘したように、本質的には、住民に対する減税はきわめて不十分であります。

あり、一方、大企業にはさまざまな形の優遇措置を拡大している点で、本案に反対するものであります。

同時に、地方財源の抜本的拡充が強く要請され

てゐる現在、税の再配分について早急に具体化を

はかるとともに、法人の事業税、住民税等の累進課税の適用、大口の固定資産、電気ガス税その他の特権的減免税の撤廃などを強く要求して、討論を終わります。

○委員長(玉置猛夫君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 御異議ないと認めます。

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置猛夫君) 他に御意見もなければ、

討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

第三は、譲与の基準であります。が、航空機燃料

譲与税は、総額の三分の一の額を着陸料の収入額で、他の三分の一の額を航空機騒音が特に著しい地区内の世帯数で案分して譲与するものといたしております。

なお、この着陸料の収入額及び世帯数については、騒音の程度、空港の管理の態容等によって、補正することができるものといたしておりま

第四は、譲与時期及び譲与時期との譲与額であります。譲与時期につきましては、九月及び三月とし、また譲与額につきましては、九月及び四月から八月までの間に収納した航空機燃料税の収入額、三月にあっては九月から二月までの間に収納した同税の収入額と三月における同税の収入見込み額の合算額のそれぞれ十三分の二に相当する額を譲与することとしたしております。

第五は、航空機燃料譲与税法案の提案の理由及びその大要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○委員長(玉置猛夫君) 本案に対する審査は後刻に譲ります。

○委員長(玉置猛夫君) 地方税法の一部を改正する法律案(衆第一六号)(衆議院提出)を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。大野衆議院地方行政委員長。

○衆議院議員(大野市郎君) 地方税法の一部を改正する法律案の提案の理由の説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要につきましては、

おまじで御説明申し上げます。

まず本案を立案した理由を述べますと、御承知

以上が本法律案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。

ですが、私たちも非常に問題に考えておりますのは、四十八年度以降のむしろB・C農地を含む間

のように、市街化区域内の農地に対する固定資産税及び都市計画税につきましては、周辺の宅地等との間の税負担の不均衡を是正するとともに土地対策に資するため、昭和四十六年度の税制改正において、段階的に税負担の増加を求めることがなされたのでありますが、昭和四十七年度の課税にあたり、市街化区域農地の実態をさらに適確に把握して市街化の程度に応じた均衡ある課税を実施することができるようとするため、A農地のうち耕作の用に供されていると認められる一定の農地について、さしあたり従来の税負担に減額するよう、昭和四十七年度分の固定資産税及び都市計画税について特例を設けようとするものであります。

次にその内容について御説明申し上げます。

○委員長(玉置雄夫君) これより質疑に入ります。

まして市街化区域農地の全体に及しまして、「課税の適正化」という表現ではありますけれども、この时限立法をお願いする趣旨からいたしまして

七年度分の固定資産税及び都市計画税につきましては、A農地で耕作の用に供されていると認められるもの、ただし、市街地内に点在しているA農地については都市の緑化に寄与し、または将来綠地として残すことが適当であると認められるもの

また、A農地がこの減額措置に該当する農地で
について、その税額を従来の農地としての税額に
まで減額するものとしております。

あるかどうかを認定するため、市町村長の諮問機関として、農業に關し学識経験のある者、都市計

画に關し學識経験のある者及びその他の學識経験者をもつて構成される農地課税審議会を設けるものとし、その組織及び運営に関する必要な事項は、

市町村の条例で定めるものとしております。
なお、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税につきましては、課税の適正化をはかるため市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十八年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとしておりまます。

実態に基づいて措置をするというように解釈をいたしてよいのかどうか、この点をひとつお尋ねをしておきたいと思います。

承知のとおり、都市計画に従ってできるだけ農地を狭めて、そして宅地なりその他の土地にしていきたいということになるわけです。したがって、この審議会に選出される、ここでは人數は書いてありませんけれども、少なくとも農業の側と都市計画側と、その他の学識経験という三者があるわけですが、この人の出方によつて、相当都市化の方面が多いとなれば、ここで決定されることが、

した公害対策の事業を行なつてまいります過程におきまして、たとえば公共施設、学校等の防音工事をやります場合にも、それに加えて、若干の改良工事を行なうというような地元負担が出てまいります場合に、この燃料譲与税を財源にしながら騒音対策事業をやってもらう、こういうつもりのものでございます。したがいまして、この世帯数の計算におきましても、大体その関係地域の世帯数に応じてそれに対応する公共施設があるというふうなことを一応前提にいたしまして、その世帯数の計算がいわば航空機障害の程度をあらわす基準としてとり得るのではないかということからいたしているわけであります。それから、この世帯数の計算は、騒音センターによりましてその等高線の描かれましたその関係の市町村の中の町といふものの、その町に所属する地帯といふもので計算をしてまいりたい、かように考えておりまして、現在この計算を行なつておるところでございます。

○藤原彌雄君 最初にお聞きしなければならないかったことかもしませんが、先ほどの答弁にもあつたかもしれません。第二次空港整備五カ年計画がござりますね。これと譲与税との関係といふ点ひとつ、先ほどちょっとお話をありましたが、この点ひとつ、先ほどちょっとお話をありましたがけれども、その点、第二次空港整備五カ年計画といふものの進め方、それに対するこの譲与税の関係、これをひとつ明確にしていただきたいと思います。

○政府委員(佐々木喜久治君) 第二次の空港整備事業の五千六百億円といふものは、いわば空港 자체の整備事業あるいは保安関係の整備事業費でござります。この譲与税の対象になつております事業は、この空港整備事業のワク外に、市町村としては空港があることによってその周辺について、たとえば道路の整備でありますとかあるいは清掃でありますとか下水でありますとか、あるいは消防施設といったようなものの整備事業も必要になります。あるいはまた騒音対策の事業に伴つて市町村の地元負担といふ経費が出てくる場合もありますので、そういう意味で、この燃料

譲与税としましては、そうしたいわば市町村の単独的な事業についての財源に充てたい、こういうことで創設するものでござります。もちろん、先ほど申しましたように、市町村管理空港というものがござりますので、その市町村管理空港の整備事業といふものは、この五千六百億の中に入つてゐると言えは言えるわけでありますけれども、これはきわめて小規模の空港でございますので、この燃料譲与税によってまかなわれる事業費といふものは、まずこの五千六百億の整備事業のワク外の事業費であるというふうにお考えになつていいのではないか、かよううに考えております。

○藤原房雄君　いまお話をありましたのですが、このたてまえいたしましては、確かに、この空港関係市町村の空港対策財源を充実強化することとなつております、こういうことのようであります。が、確かに、第二次空港整備五カ年計画そのもののワク外といふ、いろいろな問題は当然市町村で負担しなければならない問題があると思ひますけれども、なかなか大いへんお金のかかることでありますから十分な整備もできない、そういうところもたくさん私どもも聞いておりますけれども、どちらかといふと、このたびの譲与税は、航空機の騒音により生ずる障害の防止ということに重点があるのではないかと、こういう感じがしておったわけでありますけれども、ただいまのお話ですと、それだけではない、空港整備ということでもちろんあります、どちらかといふと重点がそこには置かれているのではないかといふような私どもは受け取り方をしておつたんですが、その点についてははどうでしようか。

○政府委員(佐々木喜久治君)　この燃料譲与税を財源にして騒音防止事業をやろうということは直接の目的ではございません。むしろ、騒音防止事業といふものは、本来、原因者負担であるべき事業でありますので、当然に空港の管理者並びに航空会社がそらした対策事業費を負担すべきものであります。たゞ、そらした対策事業が行なわれることに伴つて、場合によつては、市町村の単独事業

部分といふものが付加される場合がある。その付加された場合において、市町村の財源としてこの譲与税を使うというたてまえをとるものでござります。本来、民間航空の場合の騒音対策事業といふものは国が行なうべきものであるといふうに考えておるわけであります。

○藤原房雄君 まあ実際はそういうことなんですよけれども、現実、最近の地方財政の落ち込み、それ以前からたいへんな費用のかかるところでありますから、市町村としましては、航空機の騒音により生ずる障害の防止という、騒音防止の事業といふものはなかなか進んでいない。特に、住民対策という問題になりますとまあ各地でいろいろな問題が起きております。テレビがよく見えてないとか電話がどうとか、そういう騒音による被害といふものが非常に大きい。しかし、それにに対する適確なる対策といふものがなかなか講じられないへんなどあります。また、最近は非常に航空機――航空交通といいますか、これも過密化しておりますまことに、騒音といふ問題はたいへんな問題になつていて、騒音に対する対策といふものが急務であるわけでありますけれども、実際事が進まないと、どういう現況にある。まあこういふことを考えますと、市町村がしなければならないことはたくさんあるわけであります。どちらかといふと、どうしても騒音に対する対策といふものが急務であるから、私はこう思うわけでもありますけれども、そちらも市町村の状況によつていろいろ問題があるわけだと思いますが、そういう点からいたしまして、早急に市町村としても住民対策上しなければならないということを考えますと、先ほど税務局長もおっしゃつておりましたけれども、譲与税の率は多いんだというようなことをおっしゃつておいましたけれども、現実は、財源が十分でないことは当然であり、もつと税率なんかも上げてもいいたいということをほんとの姿だろうと思つんでありますけれども、こういうことからいたしまして、原因者負担、それはよくわかりますけれども、現在の状況からいたしまして、そういう点にありますけれども、うものは国が行なうべきものであるといふうに考えておるわけであります。

○國務大臣(渡辺元三郎君) いま申しましたように、騒音公害というものは原因者負担というものにもうあくまで徹していただきかなくちやいがぬのですが、現実面はなかなかそらまいておらないという姿はいま申し述べられたとおりでございまして、空港管理者という立場で民間の——今まで法に規定されておりますのは、公共施設に対する防音装置というものが規定されておりますが、これを民間のそいういた騒音防止の事業に対するまで手を広めようといふ空気が出てきておることは事実でございます。その間のギャップをどういうふうに埋めるか。たまたまこの譲与税がいきますことによって、そいうった実態で、単独事業の姿においてでも民間の騒音防止のためにこれで寄与するというふうに、与えられた財源をそのほうに使われる場合もあるいはあり得ると思いますが、そいう姿によって、これをむしる管理者やあるいは直接負担すべき企業者負担といふものが安易に流れるというふうなことのないよう、現実面をよくとらまして今後の運営に当たらなければならぬ。私、いま局長と藤原さんとの質疑応答を聞きながらそいうふうに感じておつたものでござります。そしてしまして、このほうでそれを行ないますと、そのためにこの財源はあるんだとういう姿になりまして、本来負担すべきものを忘れられがちになると、そいつたことに利用されは困ると思いますので、あくまでも税の本質としては、騒音防止を、本来は空港管理者あるいは航空会社、原因者負担に徹すべきものであるというような運営の姿をわれわれとしましては市町村に指導していきたい。しかしながら、現実面の姿をとらまえましては、いろいろの姿で一時立てかえてこの税を使わしていただくと、そいうふうなこともあり得るかもわかりませんが、ケース・バイ・ケースによりまして、その間の本質を失われないと、こう考へておられます。

させていただきまして、それで、もう一点だけ大

これは航空機燃料譲与税といふんですが、いまお話をちょっと聞いていただきましても、伊丹周辺の方がどれだけつらい思いをしているかおわからりいただいたと思いますが、そういうたてまえから、あの近辺の人はもう飛行機に乗らない運動というのをやっているわけです。ところが、飛行機に乗らない運動といふのをやつても、自分たちが乗らなくて、一番被害を受けておるのはそこの

であるところの運輸省と連絡をとりまして、この制度が円滑に進んでいきますようにやりたいと思います。その間のギャップ埋め合わせのためにいろいろな方面で使われる、たとえば千葉におきましても、私たちが起債をお世話しまして、その支払いは全部将来國のほうが持つていただくということを条件にいたしまして、委託工事を県が引き受けやるというふうな制度にしていただきましてござります。そういう方面で御要望実現のために努力させていただきたい。

○中沢伊登子君 いと存じます。
運輸省のほうにもうちょっと伺
います。
いま民家の防音工事をなさるんですが、それは

なんですが、あまり飛行機の騒音がひどいから乗ら
ない運動をやる。こういうふうなことをやつて
おるわけです。結局は、被害を一番受けとるわ
けですが、そこで、新しい税をつくるということ
は私どもあまり賛成ではございませんけれども、

るべく飛行機の回数減らしてもらつたために出国税を取つてくれ、こういふような話すらあるんです。ですから、その出国税を将来お考えになれるかどうか、ひとつお聞かせください。

税で、よく検討させていただきますけれども、先ほど申されました伊丹の市長を中心としますといまでの運動の模様、私も直接陳情を受けまして、丹羽運輸大臣にもそのことをお願いし、大蔵省にも働きかけ、いま事務当局から答えていただきましたように、やっとみんな騒音に対するものの考え方方が一步前進してまいりました。そういう姿を受けて、いま藤原さんにも、現実面においてギャップがあるだろうということで何したわけですがございますが、大蔵省のほうも、これは考えなくていいだろとういうことで、だいぶ検討を始めたようですございます。今後とも、私たち地元の方自治をあずかるものとしまして、直接の責任者

制度が円滑に進んでいきますようになりたいと思います。その間のギャップ埋め合せのためにいろいろな方面で使われる、たとえば千葉におきましては、私たちが起債をお世話しまして、その支払いは全部将来國のほうが持つていただくということを条件にいたしまして、委託工事を県が引き受けたのでございます。そいつた方面で御要望実現のために努力をしていただきたい。

出港税のほうは、ひとつ検討させていただきました。

○中沢伊登子君　運輸省のほうにもうちょっと伺います。

いま民家の防音工事をなさるんですが、それはうちの中だけ防音したって、今度外に出ればまたガーガーやるわけでしょう。それで、むしろうちの中が防音工事ができれば、それは窓があけられないというと、うちの中の空氣の流通だってどんどんできなくなっちゃって、その点もどうかといふいろいろの問題があると思うんです。それで、うちの中に閉じ込められてしまったような感じですけれども、これは一休初年度は何戸ぐらいやるんですか。それから、将来どこまで拡大するのか。時間がないので統けて質問してしまいますけれども、それから、一戸どの程度これは貸し付けられるのか、あげるのか。そこら辺と、それから、補償区域の拡大をされますね。何か千三百メートルでどうやらこうやらという基準がありましたね。

長さが、滑走路からはそれで一キロ三百メートル以内、何か半径描いてのその中だけ騒音対策の対象にするんでしよう。そこら辺をもつと広げられる意思がおありになるのかどうか、考ふがあるのかどうか。そこら辺を伺わさせていただきたいと思います。

それから、とにかく今まで国が何か航空会社、それを相当甘やかしたと思います。だから国鉄であれば、あれば赤字出しているわけですけれども、国鉄ならば、土地を買って自分で線路を

敷いて、その上に走らせているわけでしょう。しかし、航空というのは、何だか飛行場もみんな国で全部してやつて、そして借り料だけぐらいを払つて、それで飛行機はどんどん私は発展してきたと思います。それで、ここ十数年ぐらい飛行機の運賃も値上がりしませんでしたから、むしろ新幹線のほうが高いということでみんな飛行機に乗られるとかいうふうな話を私新聞で見たわけですけれども、まあそういうことになりながら、来年ぐらいから運賃を上げる。こういうことに飛行機のほうも、航空会社もやられるようですねけれども、そういうようなことで、ようやく何とか運賃も上がる。上がることには賛成ではありませんけれども、地元の人にしてみれば、出国税もかけろといふぐらいい、やっぱり飛行機の値段でも高くして、それこそ、いまのタクシーではありますけれども、乗り手が少なくなつて飛行機の数が減つてくれたらしいといふ、くらいにすらあの人たちは思つているわけですね。これはまた、私、いすれ予算委員会でも質問しますけれども、それとらみ合わせて関西新国際空港、あの国際空港がもしできれば伊丹の飛行場は撤去してもらえるのか。しかし、とうてい撤去はしないだら、それならば飛行機を半減してくれるだらうか。いや、それは一時は半減されるかもしれないけれども、将来ますます飛行機が便利で使われるようになれば、とつても半減じゃない。一時は減つても将来もつともつとふえるだらう。こういうようなことで、実際あそこの人たちももうみんな悩み抜いているわけです。だから、スピードだけが私は最善最高のものだと私は思ひません。これだけ狭い国ですからね、もしできれば、私は国内の飛行機なんかは、逆戻りだと言わざるかもしれませんけれども、もう一ペんプロペラ機を利用すべきだ。それくらいの私ども考え方をしております。お答えをいただいて、きょうはそういうことですから、またいずれにいたし

○政府委員(住田正二君) 民家の防音工事をどういうような方法でやるかということにつきまして、先ほど申し上げましたように四十七年度から調査をするということになつております。で、確かに、防音工事をいたしますと通風が非常に悪くなりますし、したがつて冷暖房等の装置も必要ではないかといふように考えておりますが、そういうものを含めまして来年度、四十七年度、調査をいたしたいというふうに考えております。

具体的に、民家の防音工事をやります場合に、どのような補助をやるかということにつきましては、今後の問題になるわけでございますが、おそらくは、成田で今度千葉県がやりますのが一つの基準といいますか例になるのではないかと思います。成田の場合には、既存の家屋を改造する場合には、部屋が一つ、八畳程度の部屋を一つ改造するという場合に、大体基準工事費が五十五万円でございまして、それを県が五十五万円全部持つ。これはいざれ公団が肩がわりするというようなことにならうかと思ひますけれども、一応助成という形で五十五万円出ます。それから二室の場合には、八畳程度二つといふことで基準工事費が百万円で、県の助成が八十万円、それから住宅金融公庫の融資が二十万円、六%、十年という条件のようでございます。それから防音工事の場合は、一室百円。このうち、七十万円が助成して、三十万円住宅金融公庫が貸す。それから二室の場合には、基準工事費が二百万円で、県の助成が百万円、それから住宅金融公庫が五十万円、それから県の信連が五十万円ということになつております。まあ大体こういうような基準が一つの例になりますかと思ひます。

それから、民家の防音工事をやります対象でございますが、先ほど先生のおっしゃいました一キロ何がしといふのは移転補償の場合でございます。民家の防音工事につきましては、昨年末、環境庁長官の勧告が出ておりまして、当面、八十五WECPNLの地域の民家の防音工事をやれとい

九

○政府委員(住田正二君) 民家の防音工事をどういうような方法でやるかということにつきまして、先ほど申し上げましたように四十七年度から調査をするということになつております。で、確かに、防音工事をいたしますと通風が非常に悪くなりますし、したがつて冷暖房等の装置も必要ではないかといふように考えておりますが、そういうものを含めまして来年度、四十七年度、調査をい

具体的に、民家の防音工事をやります場合に、どのような補助をやるかということにつきましては、今後の問題になるわけでございますが、おそらくは、成田で今度千葉県がやりますのが一つの基準といいますか例になるのではないかと思います。成田の場合には、既存の家屋を改造する場合には、部屋が一つ、八畳程度の部屋を一つ改造するという場合に、大体基準工事費が五十五万円でございまして、それを県が五十五万円全部持つ。これはいざれ公団が肩がわりするというようなことにならうかと思いますけれども、一応助成という形で五十五万円出ます。それから二室の場合には、八畳程度二つということで基準工事費が百万円で、県の助成が八十万円、それから住宅金融公庫の融資が二十万円、六%、十年という条件のようでございます。それから防音工事の場合には、一室百万元。このうち、七十万円が助成して、三十万円住宅金融公庫が貸す。それから二室の場合には、基準工事費が二百万元で、県の助成が百万円、それから住宅金融公庫が五十万円、それから県の信連が五十万円ということになつております。まあ大体こういうような基準が一つの例にならうかと思います。

それから、民家の防音工事をやります対象でございますが、先ほど先生のおっしゃいました一キロ何がしといふのは移転補償の場合でございます。民家の防音工事につきましては、昨年末、環境庁長官の勧告が出ておりまして、当面、八十五WECPNLの地域の民家の防音工事をやれとい

うことでござりますので、それを対象に行ないたいと考へております。大体東京で一万、大阪で四万、福岡で三万、成田で四千、合計八万四千ぐら
いがこの基準に該当するのではないかと思ひます。

それから、プロペラ機のほうが静かであるから、プロペラ機を使つたらどうかということです。さいますが、現在、プロペラ機はもう生産を中止いたしております。Y.S.もすでに日本では生産を中止いたしております。国際的にはもつと早くプロペラ機の生産はとまっているわけでござります。したがいまして、今後はジェット機だけになつていくことになるわけでござります。私どもといだしましては、やはり航空機、特にジェット機というものは安全性も非常に高いし、経済性も高いし、いわゆる技術革新の糸を集めたものであつて、こういう文明の産物ができるだけは広く皆さんに利用してもらいたい。これがわれわれの航空行政の一つの主眼であるわけであります。しかし一方、そういう新しい技術革新の糸を集めたようなものが出ますと、一方で公害が生じる。公害の問題については、先ほど申し上げましたように、私どもといだしましても今後の五六年計画、三次、四次にあたりましては最優先的に公害をつけていくということにいたしたいと思つております。

特に、財源の問題でございますけれども、先ほどお話をございましたが、今度の五ヵ年計画の総額は五千六百億円でございます。そのうち、利用者負担というのが八五%でございまして、国及び町村が負担する額はわずか一五%ということです。大半が利用者負担になつていて、今後は財源措置を考えます場合に非常に問題がございますのは、私どもの計画の財源は、燃料税であるとか、あるいは航行援助料であるとか、あるいは着陸料であるとか、あるいは通行料であるとか、そういうようなものが主たる財源になつておるわけでございます。したがつて、財源

をふやす場合には、そういう燃料税を上げるとか、あるいは航行援助料を高くするとかいうことになるわけございますが、しかし、この騒音対策というのは東京、大阪、福岡という限られた地域の問題でござりますので、一般的な財源を求めるのがいいのか、あるいは東京、大阪で乗るお客様から財源を求めるほうが妥当であるのか、そちら辺が今後の財源の問題だと思います。先ほど騒音料といふお話を出たわけでございますが、そういういま申し上げましたような問題の一環として検討されているということでございます。

○河田賢治君 若干他の委員から質問が出て答えられましたので、それには重複せずに問題を開きたいと思うんです。

国の騒音対策で、騒音の防止についての基準を定つておりますが、最近、環境省から出されまし

○河田賢治君 この騒音の規制について、先ほど伊丹の空港、あすこはだいいろいろな問題がござりまして、御承知のとおり、最近、航空機の騒音についての基準をきめてこれを要求すると市議会が決定したというようなことが出ておりますが、御承知のとおり、国のはうは、四十四年の規制では、午前六時から午前七時が百ホン以下、午前七時から午後の八時までが普通の昼間の百七ホン以下というふうになつておりますが、これにつて、伊丹市議会が三月二十五日環境騒音基準をつくったのですが、こういうのよりきびしいのですね。七十七ホンが一日百回以下ですか、そういう基準にしてもらうといふような勧告をして、いろいろなことを新聞でいっているのですが、この基準について、国の定める以下の、もつときびしいのを各自治体がこういうふうにきめていく場

云々。そこでございまして、しかも、それが大阪の場合には四万戸といふように數が非常に多いわけでござります。したがつて、それを円滑に進めるためには制度をきつちりつくつしていく必要があるのじゃなかつたということで、金だけをつけたからといつてすぐその金が使えるわけではないわけでござります。したがつて、金の問題と同時に、まず制度をつくりたいと考えております。それから金の問題につきましては、先ほど申し上げたわけでござりますが、私どものほうは特別会計で措置いたしておりますので、特別会計で財源措置をする場合に、どのような負担を課することが最も公平であるかということを検討いたしまして、この財源措置を講じたいと思います。

○河田賛治君 先ほど運輸省のほうでは千葉県の問題を例に出されました、この問題は、自治省によ

にも伺いたいのですが、御承知のとおり、千葉県ではすでに四十六年度から、航空機騒音防止法の補助対象外にされている民家の防音工事を県独自でするという制度をつくつたらしいですね。四十六年度で六億八千万円、四十七年度で八億六千五百円を計上して、先ほど話がありましたよとおな木造家屋の改造や、あるいは鉄筋フレームの建設等々に対しても八十万とか七十万とか、あるいは百万というふうに補助を県がするということになつておられます。で、四十六年に、自治省では、先ほど来説明がありましたように、この問題については県が行なう必要はないとの負担は、当然、航空会社や国が持つべきだと、こういう立場をとられておられたですね。ところが、実際に運輸省あたりでは、さつき、だいぶ千葉県を例にして言わされましたけれども、四十六年の六億八千万円、一千戸分を計上したのですけれども、申し込みが何百七戸しかなかつた。で、これの批判としては、自己負担が大きいと。一部屋、二部屋だけ防音でも家が全部防音ではないし、生活の環境維持ならないというような住民の声があつて、このうな不満のために申し込みがこの千戸に対しても

戸百万円とか二百万円という非常にこまかい工

ですから、それだけではなく、学校の防音工事の効果は、窓をあけられない。それから体育の授業なんかでも、運動場が騒音のひどいときには使用ができない。だから、非常に体育場を過密に使用している。こういうふうにして、教育の環境維持ということではほんとうに防音工事そのものは役立たないという不満が学校の教育者あたりから出ているわけです。ですから、この点については、一つは、千葉県がやった程度のことをやろうということが、現実に、四十六年度では千戸の計画に對して百七戸しかない。もちろん、千葉県はまだ具体的に飛行機は飛んでおりませんからそういう申しあげが少ないのかもしれません。それは実態そういうこともありますけれども、いずれにしても、住民は、こういう場合に相当自分の費用も負担しなくちゃならぬということで、これを不満に思っているわけですね。そなだとしますと、さつき航空局の方の言われたよな、千葉県をたまたまにしてこれから援助すると申されても、これはなかなか住民に対して十分な、ほんとうに飛行機騒音から住民を守るという立場に、實際には役立たぬ政策になつてやしないか、これが一点です。

それから、自治省に対しても、これは、原則的に御承認のとおり国がやり、あるいは航空会社がやるものだと習つて、起債も最初は認められなかつたですね。そのあとになつて、運輸省とか大蔵省等々の三省が集まつて起債を認められたといふことになつておりますが、この場合に、地方自治体は、このような国の施策のもとで、とにかく住民のために早く防音装置をつくつたり、あるいは学校、教育施設その他にも防音装置をつけて、飛行機がいつ飛んでもだいじよぶなようにならぬからねといふ、これは自治体の考えたものに影響して、よけいな財政を千葉県は計上しているということですね。いろんな財政上のやり繰

りがされていると思うのです。それから公債の問題、こういうものがあつたのですが、これまでの処置はどういうようになされたのですか。そして、今後、これは国がやるのは四十八年ですけれども、しかし現実に、あそこは開港になれば飛行機がこれはすぐ飛び立つわけですね。そうなれば、防音、騒音対策というものは緊急に必要になる。こう思うのですが、この辺に対する自治省のこれまでの指導と、それから、これからこういう問題に対する指導ですね、どういうようにお考えなのか。はつきりそういう点、運輸省とそれから自治省にお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小山省二君) 騒音対策につきましては、従来から堅持しております発生者負担の原則というものが、やはり今後も守つていかなければならぬというふうに私ども理解いたしておるわけであります。しかしながら、騒音対策というものが非常な急務であり、かつ住民からも強く要請をされておりますので、当然国の施策が十分でない場合、あるいは国の施策に先がけて最も利害関係の強い都道府県においてこれらの事業を行ないます場合においては、全額国があとからこれらの費用について肩がわりをしてあんどうをみると考へ方で、それぞれの府県に指導を行なつておるわけでござります。

○政府委員(住田正二君) 私どももいたしましては、騒音対策として一番効果のあるのは、空港周辺の再開発をすることが一番騒音対策上効果があるのではないかというように考えております。その方法といたしましては、やはり移転補償になるわけでございます。現在も移転補償を進めているわけでございますが、実は、これもなかなか効果があがらない。その原因の一つといたしましては、移転先の代替地を確保することが非常にむずかしいということが一つの障害になつてゐるわけでございます。この点につきましては、今回の譲与税が地元へまいりますので、その譲与税を使つて代替地の造成をやつていただきて、そこへ空港の周辺の方を移していくということで、できるだ

対策上効果のある方法ではないかといふことが一番対しては、やはり民家の防音工事をやらざるを得ないのじゃないか。確かに、先生の御指摘のように、民家の防音工事というのは、千葉を例にとりましても、なかなか円滑に進んでいないということをござりますが、今後、どういう工事をやつたらいいかといふ調査を行なうのに並行いたしまして、どういう財源手当てをしたらいいのか、それもあわせて検討いたしたいと思っております。
○河田賛治君 成田は、近く開かれるわけですから、これはこの前も地方行政委員会でお聞きしましたわけなんですが、御承知のように、夏に南風が吹きますと、ずっと南へ寄つて——現に江戸川区が非常に問題になりまして、飛行機の高度を変えたわけですね。海岸の上を通ることに落ち着いたわけですね。ところが、成田はそうはいかぬですね、内陸地帯ですから。したがいまして、江戸川区ほどの広さをもつても、なおかつ騒音に住民が耐えられないとなれば、成田では、あそこが相当巨大な国際空港になれば、騒音は相当ひどいわけですね。海の上を通らすといふわけにはいかぬわけですね。そうしてまた、いまおっしゃいましたように、本来ならば移転してあき地にするのが一番いいとおっしゃいましたけれども、これはすいぶん費用がかかると思うんですね。しかし、イギリスあたりでは——ちょっと私もう切り抜きです。から——ヒースロー空港あたりでは、一九六六年から一般住民の防音工事の補助を始めて、周辺六万戸のうち、一万戸について防音工事を実施した。ロンドンの場合などは、外国の建物は比較的壁も厚いし、それからまた、二重窓をつければ防げると思うのですが、日本の家屋といふものはそもそもいきません、なかなか。二重窓も薄い二重窓になってしまふ。とうてい十分なあれはできぬわけですが、しかし、これらの騒音防止予算にしま

画を配分しても、これはきわめてわずかだと思うのです。現に、四十七年に八億六千五百万円で、今後、防音対策ですね、こういうことをやつていくわけです。つまりこの年度の譲与税が、御承知のとおり初年度は六億だと、地方に渡るのが。それからまた、平年度が大体十四億七千万円だと。してみれば、これが主として航空機の大型のことに対しきわめてわずかですね、千葉県ですら一年間八億も出しているのですから。そうしますと、今日、差し迫ったこの航空機の騒音に対する防音あるいはいろんな環境施設ということになりますと、とうてい今日、この費用では地方自治体もたいへんだと思うのですね。だから私たちには、この案にはあまり賛成できませんし、まあこれは本来、金額なんかの配分もあべこべにすべきだといふように考えるわけです。こういう点で、ひとつこの案は、ここで、きょうで終わりですけれども、新しく来年に回れば、どんどんとまた成田あたりからも発着をするでしょうが、こういう問題は早急に自治省あたりでも根本的な検討をすること。それからまた、騒音なんぞにつきましてもやはりある程度私は飛行機なんかの騒音をきびしくする。そうなければ、飛行機自体、今日の騒音をできるだけ低くするというような研究なり開発なんかも進むと思うわけです。公害防止もみなそちらなんです。やはり会社などはかつてに、音は出してもかまわぬ、スピードさえ出せばいい、そういう形で航空機の設計に努力をしておりますけれども、やはり騒音の防止、地域住民の幸福、こういう立場からこれらに對するいろんな規制をする、そうすることによって航空機自体の内容も私は相当変わってくると思ふんですね。こういう点で、ここでは、そういう点の地方自治体が環境基準のようなものを騒音に対しきめれば、できるだけそれは尊重する。いつでも國のほうがあと

昭和四十七年四月十九日印刷

昭和四十七年四月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

B